

## 主要観光施設等の状況について 〔 現 地 調 査 資 料 〕

	目 次	ページ
1	令和4年度 ゴールデンウィーク期間における 長崎市内の主要施設入場者数	．．．． P1
2	端島見学施設	．．．． P2～P5
3	端島30号棟	．．．． P6～P11
4	出島	．．．． P12～P20
5	旧英国領事館	．．．． P21～P26
6	グラバー園	．．．． P27～P32

### 【参考資料】

	目 次	ページ
1	チーム 長崎セーフティについて	
	チーム 長崎セーフティ認証施設	．．．． P33
	観光施設ガイドライン兼チェックリスト	．．．． P34～P37
	遊覧船ガイドライン兼チェックリスト	．．．． P38～P41
2	観光施設における新型コロナウイルス感染症対策について	
	市有観光施設における新型コロナウイルス感染症 予防ガイドライン〔第9版〕	．．．． P42～P46
	ガイドライン【別表1】〔感染段階ステージに応じた対応〕	．．．． P47
	ガイドライン【別表2】〔各施設での入場制限〕	．．．． P48

文化観光部  
令和4年5月

## 令和4年度ゴールデンウィーク期間における長崎市内の主要施設入場者数

### (1) 日別

【単位：人、％】

	4月29日 (金・祝)	4月30日 (土)	5月1日 (日)	5月2日 (月)	5月3日 (火・祝)	5月4日 (水・祝)	5月5日 (木・祝)	5月6日 (金)	5月7日 (土)	5月8日 (日)	令和4年度 合計 (4/29～5/8) ※10日間	平成30年度 合計 (4/28～5/6) ※9日間	対平成30年 増減(人)	対平成30 年増減率 (%)
天 候	雨のち曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇りのち晴れ	晴れ	雨天1日	雨天3日		
①グラバー園	1,956	3,781	3,913	3,186	5,191	5,425	3,289	1,712	1,523	902	30,878	43,051	▲12,173	▲28.3
②出島	1,371	2,149	2,710	1,991	2,910	3,022	1,833	953	855	432	18,226	24,959	▲6,733	▲27.0
③ロープウェイ	0	1,104	832	883	1,262	1,261	669	472	334	221	7,038	8,433	▲1,395	▲16.5
④軍艦島(上陸者)	0	972	676	985	884	991	1,010	960	930	490	7,898	10,574	▲2,676	▲25.3
⑤亀山社中記念館	141	319	393	267	333	508	310	137	153	87	2,648	3,705	▲1,057	▲28.5
⑥長崎原爆資料館	931	1,344	1,801	1,532	2,070	2,216	1,465	798	672	786	13,615	16,975	▲3,360	▲19.8
⑦長崎ペンギン水族館	1,244	1,540	1,609	920	2,416	3,205	2,295	469	878	1,031	15,607	19,115	▲3,508	▲18.4
⑧あぐりの丘	660	2,244	2,634	745	3,497	3,596	3,111	558	1,592	1,763	20,400	33,636	▲13,236	▲39.4
合 計	6,303	13,453	14,568	10,509	18,563	20,224	13,982	6,059	6,937	5,712	116,310	160,448	▲44,138	▲27.5

※上記入場者数は、無料入場者も含む。

### (2) 1日あたりの施設の入場者数

	令和4年度 (人)	平成30年 度 (人)	対平成30年 増減 (人)	対平成30 年増減率 (%)
①グラバー園	3,088	4,783	▲1,695	▲35.4
②出島	1,823	2,773	▲950	▲34.3
③ロープウェイ	704	937	▲233	▲24.9
④軍艦島	790	1,175	▲385	▲32.8
⑤亀山社中記念館	265	412	▲147	▲35.7
⑥長崎原爆資料館	1,362	1,886	▲524	▲27.8
⑦長崎ペンギン水族館	1,561	2,124	▲563	▲26.5
⑧あぐりの丘	2,267	3,737	▲1,470	▲39.3
合 計	11,631	17,828	▲6,197	▲34.8

### (3) 参考

- ① 長崎歴史文化博物館(4/29～5/8、10日間) 3,469人 【令和元年実績 19,266人 (4/27～5/6、10日間)】  
(令和元年比 15,797人減 1日当たり前年比1542人減)
- ② 稲佐山つつじまつり (4/29～5/5、7日間)27,600人 【令和元年実績 48,800人 4/28～5/5、8日間)】  
(令和元年比 21,200人減、1日当たりは令和元年比 2,157人減)

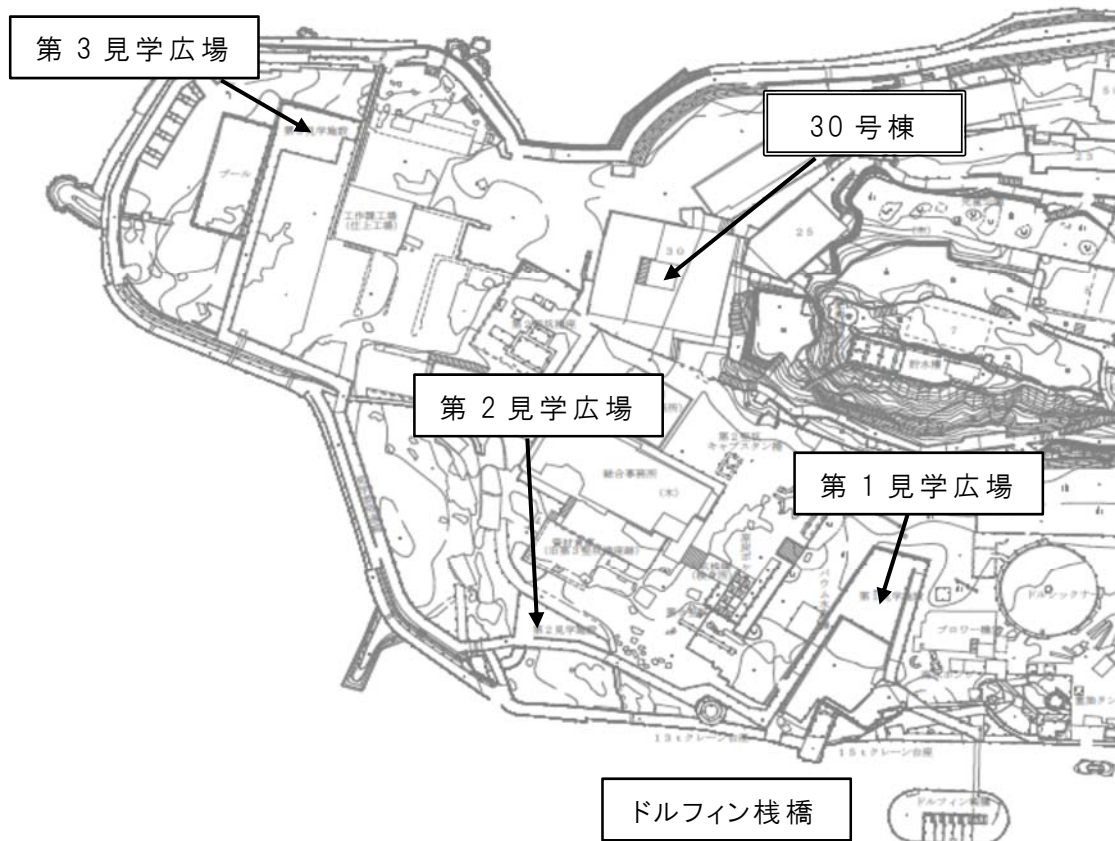
# 端島見学施設

## 1 施設の概要

### (1)位置図



### (2)施設平面図



### (3) 主な施設

ドルフィン桟橋	利用時間 夏季(4/1~10/31):9時~17時 冬季(11/1~3/31):9時~16時30分 ※地元漁協との取り決めにより、1日10便以内で接岸
見学通路	幅:2m 延長:約250m
見学広場	第1見学広場:約250m 第2見学広場:約109m 第3見学広場:約145m

### (4) 使用料等

#### ア 施設使用料(入場料)

対象者	金額	
	個人	団体(15人以上)
見学者		
一般(12歳以上)	310円	250円
小学校の児童	150円	120円

#### イ 桟橋使用料(許可事業者)

総トン数 1トンにつき	26円/1回
-------------	--------

### (5) 桟橋への係船許可の条件等

#### ア 桟橋係船許可の条件

- (ア)海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を受けた航路事業者であること。(端島見学施設条例(以下「条例」という。))
- (イ)総トン数100トン未満の船舶であること。(条例)
- (ウ)船舶にトイレを設置すること(端島見学施設条例施行規則(以下「規則」という。))
- (エ)船舶に風速計を設置すること(規則)
- (オ)船舶に簡易担架を設置すること(規則)

#### イ 許可の期間 1年以内(条例)

#### ウ 安全管理基準

- (ア)安全誘導員の配置(長崎市が指定した研修を受講した者を配置)
- (イ)安全管理に関する手引書(安全誘導マニュアル)の策定
- (ウ)誓約書の徴取(見学施設において遵守すべき事項の周知)

#### エ 安全誘導員の要件

- (ア)上級救命講習を受講していること
- (イ)介助に関する知識を有すること
- (ウ)端島についての知識を有すること(市が主催する研修等を受講)

オ 安全誘導マニュアルに規定する内容

(ア)安全誘導員の配置等に関する事項

※見学者 20 人に対し 1 人以上を配置する。ただし、見学者が 120 人を超える場合で、安全な誘導ができる配置であると認められるときは、この限りでない。

(イ)見学者の遵守すべき事項の周知及び誓約書の徴取に関する事項

(ウ)棧橋の利用に係る可否判断に関する事項

(エ)見学施設周辺の漁業者の安全等を確保するための措置に関する事項

(オ)見学者誘導に関する事項

(カ)緊急時の対応及び連絡体制に関する事項

(6)端島見学施設利用禁止基準

以下の場合には端島見学施設を利用することはできない。

(ア)伊王島沖に設置された波高計の測定値が、0.5 メートルを超えるとき。

(イ)許可事業者の船舶に設置された風速計の測定値が、端島周辺海域において 5 メートルを超えるとき。

(ウ)視程が、端島周辺海域において 500 メートルに達しないとき。

(エ)許可事業者の運航する船舶の船長が、見学者が船舶から安全に乗降できないと判断するとき。

(オ)安全誘導員が、見学施設を安全に利用できないと判断するとき。

2 棧橋への接岸を許可している航路事業者(5 者)

航路事業者名	出港地
やまさ海運 株式会社	長崎港元船棧橋
有限会社 高島海上交通	長崎港元船棧橋
株式会社 シーマン商会	長崎港常盤2号棧橋
株式会社 ユニバーサルワーカーズ	長崎港常盤棧橋
馬場 広徳	野母漁港浮棧橋

3 主な新型コロナウイルス感染症対策

内容	備考
手指の消毒	乗船受付時及び乗船時、手指の消毒の徹底。
座席の制限	船内が密になることを避けるため、感染拡大の状況に応じ、乗船定員を約 1/2 に変更。
検温	スタッフについては入社時、ツアー参加者については乗船時の検温を実施。
長崎セーフティの認証	別紙「遊覧船ガイドライン」参照

4 利用者数の推移

(単位:人)

年度	利用者数	対前年度比(%)	感染症の影響※(%)
H28年度	265,555	▲7.5	-
H29年度	291,665	9.8	-
H30年度	181,267	▲37.9	-
R1年度	124,935	▲31.1	50.8
R2年度	53,044	▲57.5	21.6
R3年度	60,471	14.0	24.6

※新型コロナウイルス感染症の影響がなかった年度(H28～H30)の平均利用者数(246,162人/年)に対する各年度利用者数の比率

【参考1:新型コロナウイルス感染症感染拡大による施設の供用停止】

期間	日数
令和2年4月10日～5月31日	52日間
令和3年4月28日～6月7日	41日間
令和3年8月10日～9月12日	34日間
令和4年1月21日～2月20日	31日間

【参考2:台風等による供用停止】

年度	期間	日数
H23	平成23年8月8日～8月15日	8
H24	平成24年8月29日～8月31日	3
	平成24年9月17日～9月20日	4
H26	平成26年7月11日～8月13日	34
H30	平成30年7月4日～7月10日	7
	平成30年8月23日～8月26日	4
	平成30年10月7日～31年1月31日	117
R1	令和元年7月22日～7月26日	5
	令和元年7月31日～8月9日	10
	令和元年9月7日～9月12日※	6
	令和元年9月23日～2年2月21日	152
R2	令和2年8月23日～3年10月16日	55
R3	令和3年7月26日～7月30日	5
	令和3年8月6日～9月21日	47

※アスベスト調査に係る供用停止

## 1 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

### 1-1 端島炭坑概要

端島は長崎港から南西約 18km の海上に浮かぶ面積 6.5ha ほどの小さな島である。1886（明治 19）年に第 1 豎坑が開発され、その後は 1890（明治 23）年に経営を開始した三菱社によって石炭の採掘が行われた。

端島で採掘される石炭は、良質であったため主に八幡製鉄所に製鉄用原料炭として供給された。

また、炭坑の開発と並んで従業員のための住宅建設が盛んに行われ、1916（大正 5）年以降、高層鉄筋アパートが次々に建設され、最盛期には 5 千人を超える人たちが生活しており、当時の東京都区部の 9 倍もの人口密度だった。このように高層アパートが島内に林立し、さながら海の要塞の観を呈し、軍艦の「土佐」に似ていることから「軍艦島」として知られるようになった。

端島は、わが国の近代化を支えてきた炭坑だった。しかし、昭和 30 年代後半、エネルギー供給の主体が石炭から石油に転換する「エネルギー革命」が急速に進展したことから、1974（昭和 49）年閉山し、同年 4 月に無人島となった。

2015（平成 27 年）7 月に端島炭坑を含む全国 8 件 1 市の 23 資産で構成する「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産一覧表に記載されている。



明治期の端島炭坑



昭和期の端島炭坑

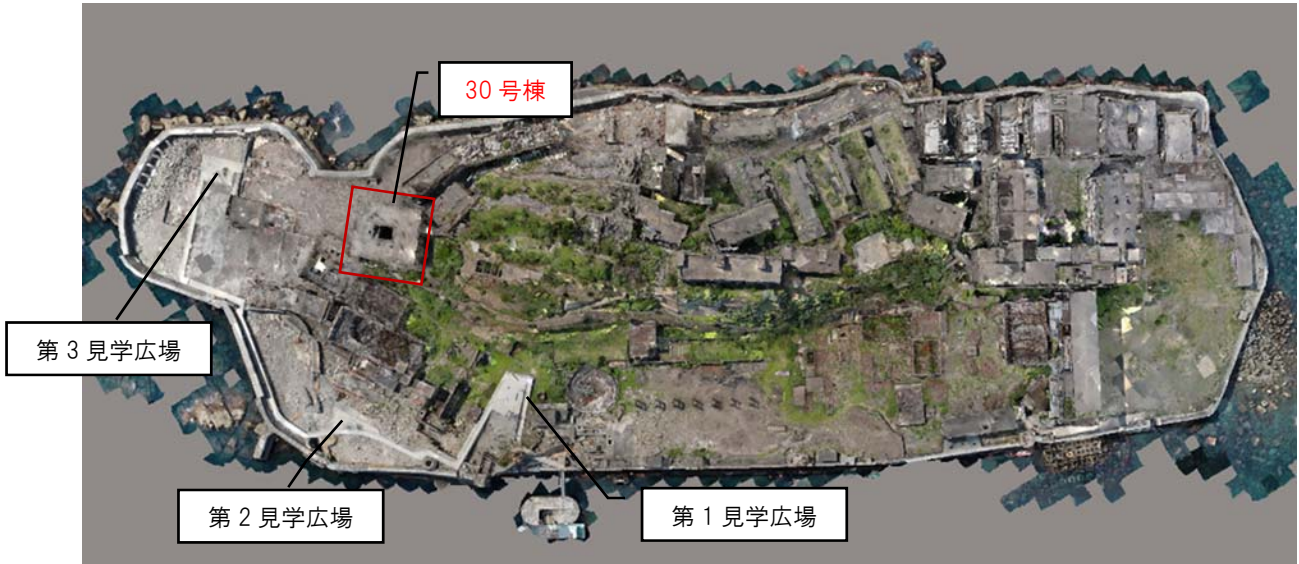
### 1-2 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」における端島炭坑の位置付け

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、日本経済の屋台骨を支える基幹産業である製鉄・製鋼、造船、石炭産業などの重工業分野において、幕末から明治後期にかけ、西洋技術を導入し、日本が非西洋地域において、他に先駆けて、かつ、極めて短期間のうちに産業国家としての発展を遂げた一連の道程を証言する産業遺産群であり、1850 年代から 1910 年の日本の重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）における大きな変化、国家の質を変えた半世紀の産業化を証言している。

端島炭坑は、国内で育成された専門知識と西洋技術の積極的な導入と適応による産業化が完成する 1910 年までの時期に位置付けられる。

### 1-3 30号棟の概要

30号棟は、1916（大正5）年に建設された現存する日本最古の鉄筋コンクリート造集合住宅で、地下1階、地上7階建て、戸数は140戸である。当初は4階建てであったが、完成後まもなく7階建てに増築されている。



### 1-4 30号棟の現状

最近では、令和2年3月末から9月にかけて4回の崩落が確認されている。なお、30号棟の調査は現在も野口教授を含む専門家と継続して実施しており、現状、令和2年9月の台風で南側の4階部分の床が崩落したのを最後に、建物内の崩落は観測されていない。また、2022年2月17日、18日に専門家とともに現地調査を行い、大地震等の自然災害が発生した場合を除き、すぐに建物の全ての床や梁が崩落する状態ではないと判断されている。

なお、東京大学大学院の野口教授を主幹とする研究チームの報告によると、2015年9月を起点とした30号棟の余命は6、7年とされており、2021年11月に「余命半年程度」とのコメントが出されている。

この「余命」は、30号棟の梁や柱など各部材ごとに劣化度を算出した構造物としての耐力に、台風や地震発生確率を加味して算出したもので、台風棟の大きな外力により崩壊する可能性を算出したもので、自重により自然崩壊することを想定したものではない。



2020（令和2）年9月長崎市撮影

#### ● 30号棟のき損（一部崩落）の経緯

時期		原因	状況
2017	平成29年	6月1日 大雨	東側1～7階の床が一部崩落
2019	令和元年	6月30日 大雨	南東側3～5階の床が一部崩落
		7月4日 大雨	2階の床が一部崩落
2020	令和2年	3月27日 大雨	南側の5階、6階の床、7階の床、屋上の一部崩落
		5月3日 大雨	南側の5階の床が一部崩落
		6月12日 大雨	西側の6階、7階の床、屋上の一部崩落
		9月7日 台風強風	南側の4階の床が一部崩落



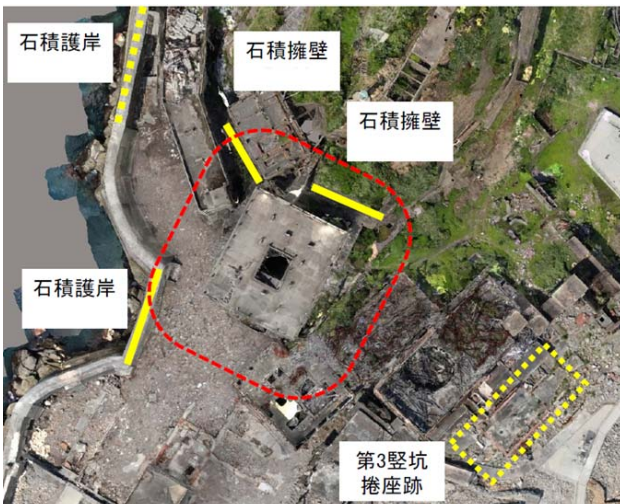
1-5 30号棟の将来予測シミュレーション

長期的には、柱の劣化や雨水吸収等が進み、全柱や梁が崩壊し、完全崩壊すると考えられる。詳細なシミュレーションは難しく、且つ最終形以外に意味はないことから、①～③のようなシミュレーションは実施せず、30号棟を画像上削除し、瓦礫のみが残置された状況としてモンタージュを作成している。

軍艦のようなシルエットは護岸や島の岩礁を主に構成されており、30号棟が将来崩壊した場合にも景観に与える影響は大きくないと考えている。



仮に崩壊した場合の景観シュミレーション



【凡 例】

- 崩壊による影響範囲
- 影響を受ける明治期の構造物
- 影響を受けない明治期の構造物

仮に崩壊した場合の影響範囲

(建物から約 20mが影響範囲であり見学広場まで約 50mある)

## 2 端島炭坑整備計画

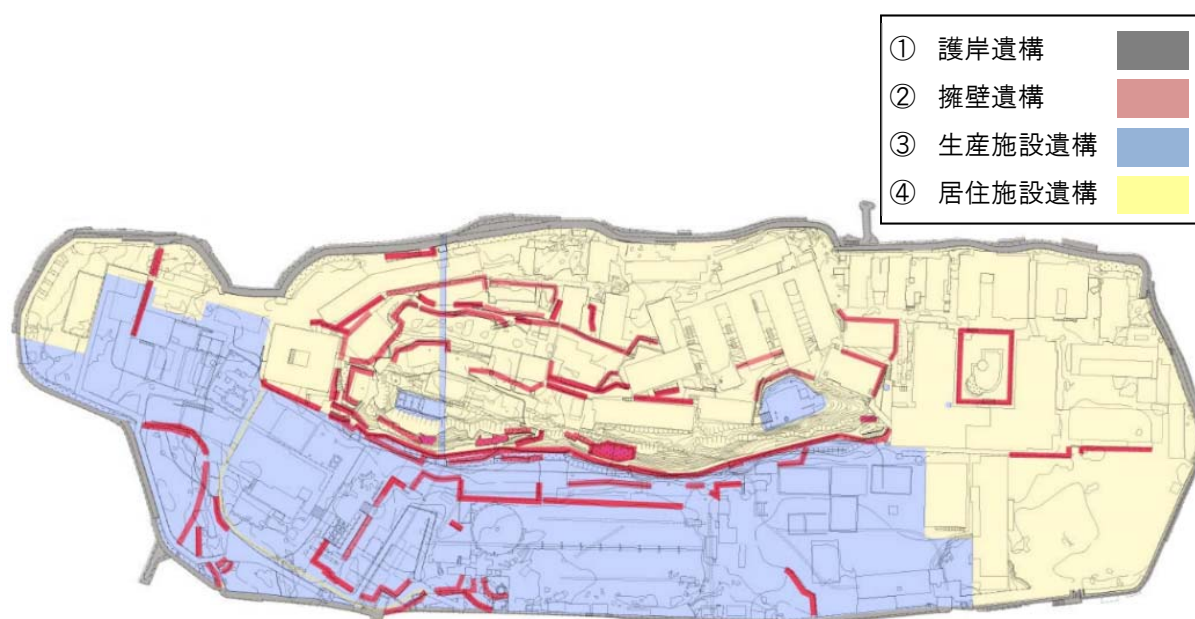
### 2-1 基本計画

端島炭坑の整備は、2018（平成30）年度からの30年間の長期的な整備計画を立て、10年毎に計画を見直しながら、優先順位を付け、護岸遺構、擁壁遺構、生産施設遺構、居住施設遺構、整備及び活用に必要な通路について整備を行うこととしており、総事業費は約110億円を想定している。

なお、居住施設遺構については全ての建物を整備するのではなく、優先度対象物として、3号棟、16号棟、17号棟、65号棟（東・南）、70号棟を選定した上で、端島の景観形成に貢献し、劣化度が低い建築物が補修効果を見込めることから3号棟を最優先で補修することとしている。

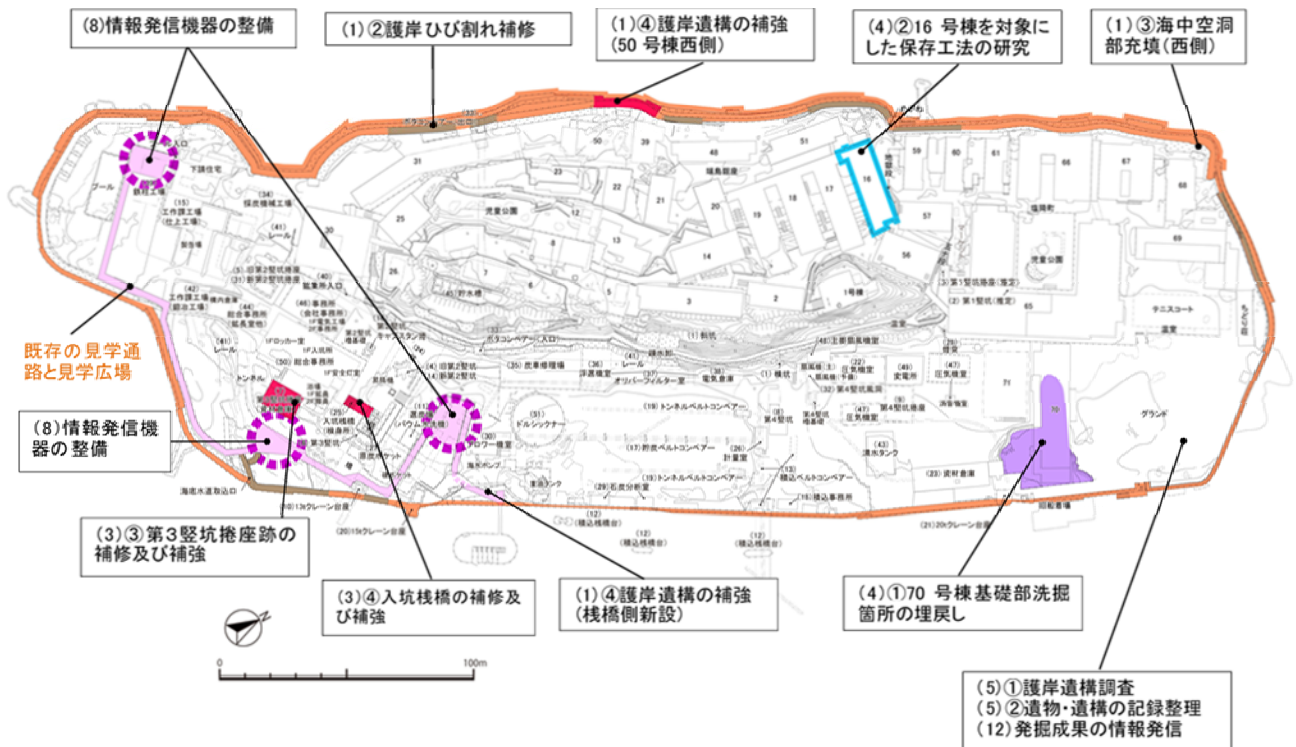
#### 整備概算事業費

整備対象遺構	整備方針	概算内訳
① 護岸遺構の整備(全ての護岸)	全ての護岸の健全な機能を維持	40.2億円
② 擁壁遺構の整備(全ての擁壁)	全ての擁壁の形態を維持	7.5億円
③ 生産施設遺構の整備 ・第3豎坑捲座、入坑栈橋 ・選炭、運搬、搬出遺構、端島神社 ・第4豎坑関連遺構	優先順位に基づき整備	38.7億円
④ 居住施設遺構の維持のための整備	3号棟から整備	17.1億円
⑤ 工事用通路・見学通路等の整備	工事用通路:2023年以降に整備 見学通路:2028年以降に整備	6.8億円
合計		110.3億円

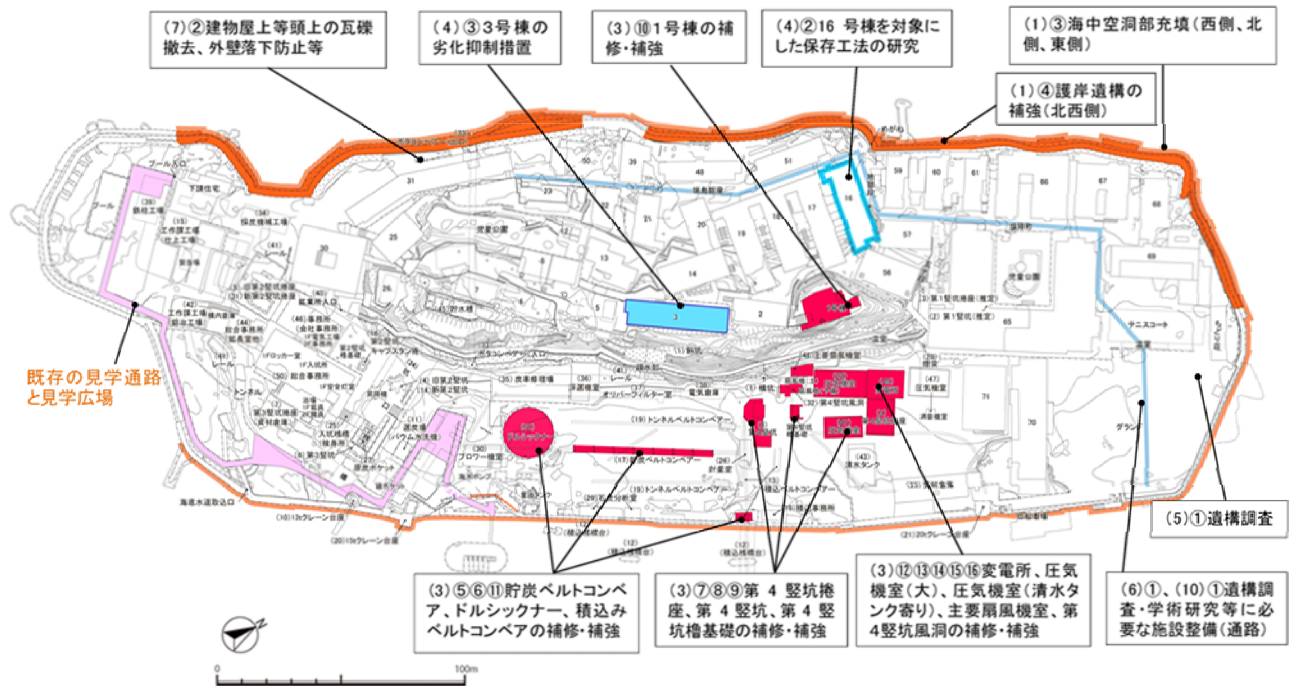


端島炭坑の整備対象遺構

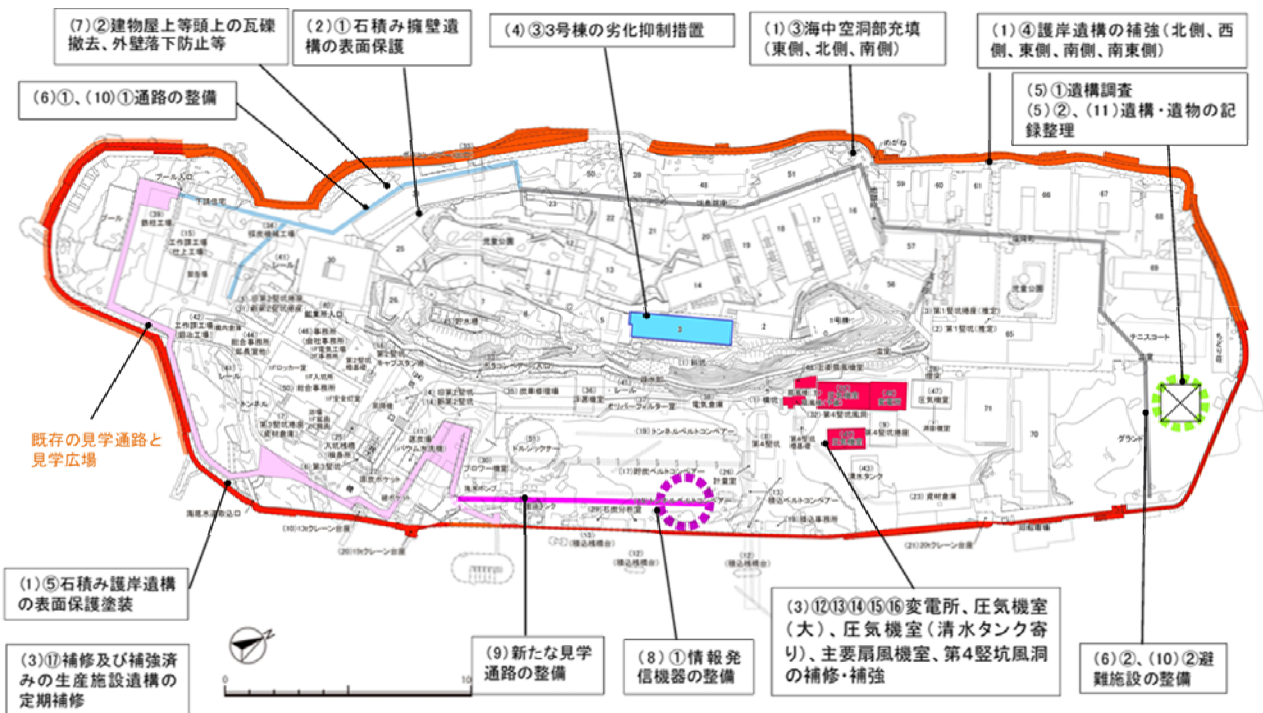
## 2-2 事業実施計画図



第 I 段階 - 前期 (2018~2022 年) 整備及び調査予定箇所



第 I 段階 - 後期 (2023~2027 年) 整備及び調査予定箇所



第Ⅱ段階（2028～2037年）整備及び調査予定箇所

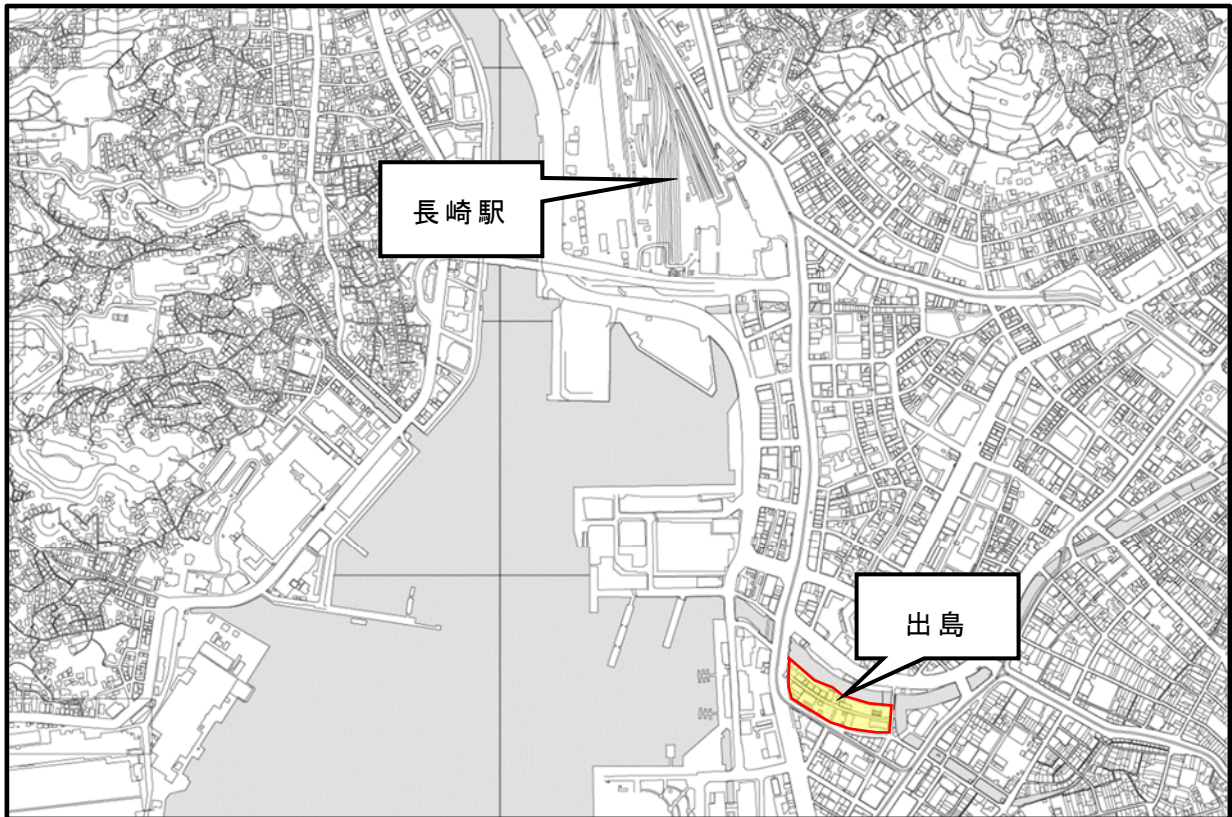


第Ⅲ段階（2038～2047年）整備及び調査予定箇所

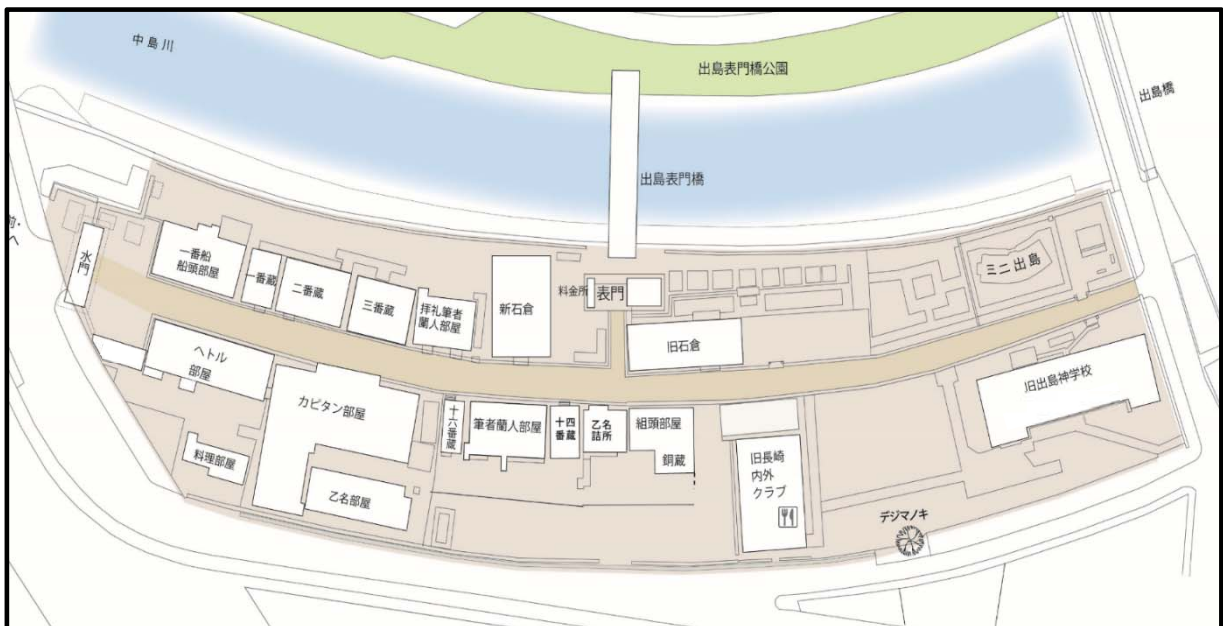
# 出島

## 1 施設の概要

### (1)位置図



### (2)平面図



(3)所在地 長崎市出島町6番1号

(4)施設の規模 敷地面積 12,320.62 m<sup>2</sup> 建物延床面積 6,031.65 m<sup>2</sup>

(5)設置年月日 平成18年4月1日

(6)設置目的

国指定史跡である出島和蘭商館跡を保存するとともに、その歴史及び文化に親しむ場として活用を図り、もつて市民の文化的向上に資する。(出島条例第1条)

(7)施設内容

建物名称	主な用途	構造	建築/復元年	建面積 (m <sup>2</sup> )	延床 面積 (m <sup>2</sup> )
一番船船頭 部屋	展示施設	木造	2000年(平成12年) 復元	178.03	351.66
一番蔵	展示施設	土蔵造	2000年(平成12年) 復元	54.65	109.30
二番蔵	展示施設	土蔵造	2000年(平成12年) 復元	127.53	242.65
へトル部屋	売店、体験調理室	木造	2000年(平成12年) 復元	226.91	453.82
料理部屋	展示施設	木造	2000年(平成12年) 復元	59.62	59.62
三番蔵	展示施設	土蔵造	2006年(平成18年) 復元	116.37	216.25
拝礼筆者蘭 人部屋	展示施設	木造	2006年(平成18年) 復元	116.51	215.96
カピタン部屋	展示施設、 体験展示室	木造	2006年(平成18年) 復元	554.03	1,064.84
乙名部屋	展示施設	木造	2006年(平成18年) 復元	160.59	265.31
水門	入退場口	木造	2006年(平成18年) 復元	58.18	13.58
十六番蔵	企画展示室、収蔵庫	RC造	2016年(平成28年) 復元	47.09	86.89
筆者蘭人部 屋	展示施設	木造	2016年(平成28年) 復元	170.09	316.41
十四番蔵	展示施設	土蔵造	2016年(平成28年) 復元	59.36	116.42
乙名詰所	展示施設	木造	2016年(平成28年) 復元	86.46	138.91

銅蔵・組頭 部屋	展示施設	土蔵造	2016年(平成28年) 復元	144.66	275.07
旧石倉	展示施設	石積造	1957年(昭和32年) 復元	180.52	365.28
新石倉	総合案内所、 ガイダンス施設	石積造	1976年(昭和51年) 復元	214.70	214.70
表門	入退場口	木造	1990年(平成2年) 復元	72.73	72.73
旧出島神学 校	展示施設	木造	1878年(明治11年) 建設	391.64	783.28
旧長崎内外 クラブ	展示施設、レストラン	木造	1903年(明治36年) 建設	332.90	668.97
計				3,352.57	6,031.65

(8)開場時間

開場時間 午前8時～午後9時

※午前8時から午後9時までの時間帯を基本とし、1日13時間以上。(出島条例施行規則第4条第1号)

(9)休場日

なし(年中無休)

※施設の保守点検その他やむを得ない理由があると認めるときに限り設ける。(出島条例施行規則第4条第2号)

(10)入場料

(単位:円)

区分	入場料(1人1回につき)		年間入場料 (1人1年間につき)
	個人	団体(15人以上)	
一般	520	410	830
高校生	200	120	310
小・中学生	100	60	200

2 指定管理者の概要

(1)名称 出島VOF

(2)所在地 長崎市新地町3番17号

(3)代表者 長崎自動車株式会社 代表取締役 嶋崎 真英

(4)指定管理者が行う業務(出島条例第4条)

ア 出島の利用の許可その他出島の利用に関する業務

- イ 出島の宣伝及び利用促進に関する業務
- ウ 出島の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 前3号に掲げるもののほか、出島の運営に関して市長が必要と認める業務

(5) 構成 以下の5者により構成

ア 代表団体

- (ア)名称 長崎自動車株式会社
- (イ)所在地 長崎市新地町 3 番 17 号
- (ウ)代表者 代表取締役 嶋崎 真英
- (エ)設立年月日 昭和 11 年 5 月 13 日
- (オ)主な事業 自動車運送業、不動産事業、自動車整備事業、太陽光発電事業

イ 構成団体

- (ア)名称 長崎バス商事株式会社
- (イ)所在地 長崎市新地町 2 番 10 号
- (ウ)代表者 代表取締役 脇山 信人
- (エ)設立年月日 昭和 59 年 8 月 30 日
- (オ)主な事業 生命保険募集代理店業、損害保険代理店業、物品販売・購入斡旋業、ターミナル売店事業、自販機事業、プレイガイド事業

ウ 構成団体

- (ア)名称 長崎バスホテルズ株式会社
- (イ)所在地 長崎市新地町 3 番 17 号
- (ウ)代表者 代表取締役 嶋崎 真英
- (エ)設立年月日 平成 17 年 3 月 11 日
- (オ)主な事業 関連企業に対する経営の診断及び総合指導

エ 構成団体

- (ア)名称 長崎バス建物総合管理株式会社
- (イ)所在地 長崎市茂里町 1 番 55 号
- (ウ)代表者 代表取締役 谷川 智洋
- (エ)設立年月日 平成 23 年 11 月 19 日
- (オ)主な事業 建物総合管理業(ビルメンテナンス業、商業施設・ホテル・事務所ビルの日常・定期清掃及び客室清掃と車両清掃、建築物環境衛生関連業務、観覧車の運転・保守管理業務、LED設備業務)

オ 構成団体

- (ア)名称 長崎総合警備株式会社
- (イ)所在地 長崎市旭町 3 番 6 号
- (ウ)代表者 代表取締役 星 宏明



(エ)設立年月日 昭和44年7月10日

(オ)主な事業 機械警備業務、施設常駐警備業務、警備輸送業務、監視カメラ  
他防犯・防火・防災機器・AEDの販売業務

### 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和17年3月31日まで(15年間)

### 4 長崎市への納付金

#### (1)固定納付金〔公募時の指定管理者からの提案額〕

27,500 千円(年額)

ただし、令和2年度から令和4年度の3か年については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、固定納付金を全額減免する。また、令和5年度以降については、令和3年度及び令和4年度上半期の概ね1年6か月の期間における利用実績を踏まえて収支の再算定を行うこととし、そのうえで固定納付金の有無及び額について協議する。

#### (2)変動納付金

ア 利用料金に係る納付金として、当該会計年度の利用料金額が189,400千円を超えた場合、超えた額の45%に相当する額を市へ納付する。

イ レストラン及び売店の運営により利益が生じた場合、利益の10%までを全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市へ納付する。

ウ 自主事業により収益が生じた場合、収益の10%までを全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市へ納付する。

#### 【参考：指定管理委託料等について】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による施設の利用者数の減少に伴い、出島の運営経費に及ぼす影響額について、指定管理者へ運営経費負担金として支払った。

令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数、利用料金収入の減少見込に鑑み、指定管理業務の対価として、指定管理者へ指定管理委託料を支払っている。

各年度の指定管理委託料等の金額は次のとおり。

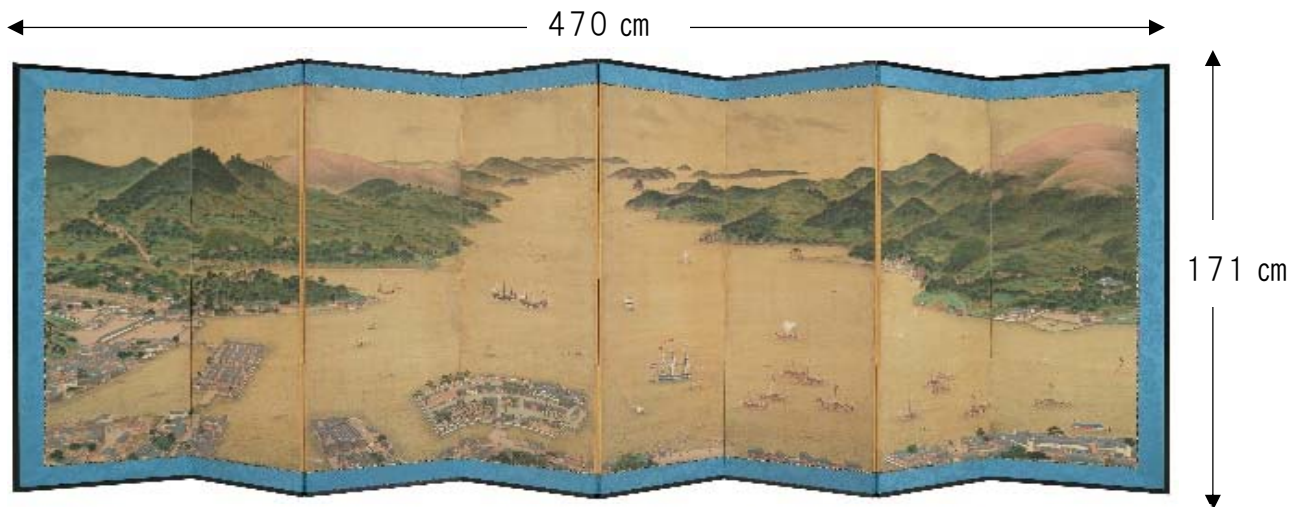
(単位：千円)

	運営経費負担金	指定管理委託料
令和2年度	88,063	—
令和3年度	—	113,344
令和4年度	—	113,344

※金額には、修繕に係る金額(7,700千円)も含まれる。

## 5 令和4年度の集客に向けた取り組み

### (1)川原慶賀筆屏風「長崎湾の出島の風景」の複製の製作



川原慶賀筆屏風「長崎湾の出島の風景」（ライデン国立民族学博物館所蔵）

#### ア 概要

平成30年7月にオランダのライデン国立民族学博物館が発見し、新収蔵品とした、川原慶賀筆屏風「長崎湾の出島の風景」は、現在までに発見されている江戸時代の長崎港図としては最も大きな資料であり、出島を画面中央に据えて、オランダ船や中国船のほか、中国貿易の拠点であった新地蔵や唐人屋敷の一部も描かれており、国際貿易港長崎の様子が見事に描写された傑作である。また制作された年代が明らかであり、長崎の町の歴史を後世に伝える重要な役割を果たすことから、出島での展示を目的として、屏風の複製を制作する。

#### イ 事業費

屏風複製制作業務委託	5,452千円
旅費	214千円

#### ウ 活用について

令和4年度に屏風を制作し、出島内で効果的に展示及び活用する。シーボルト来日200周年にあたる令和5年度に、その他記念事業と連携し、PR効果を高める。

### (2)既存復元建物等の改修工事

#### ア 概要

出島内には、第Ⅰ期(平成12年3月完成)復元建造物5棟、第Ⅱ期(平成18年3月完成)復元建造物5棟、第Ⅲ期(平成28年10月完成)復元建造物6棟が完成しており、他に旧出島神学校等の明治期の洋館等を含めて、全21棟の建物が存在している。このうち、第Ⅲ期復元建造物を除く15棟の建物については、経年劣化による傷み等が発生しているため、令和元年度に、年次改修計画を策定した。

この改修計画に基づき、入場者の見学への支障を最小限にとどめること等に配慮しつつ、緊急度の高い建物から計画的・効率的に改修工事を実施する。

## イ 事業費

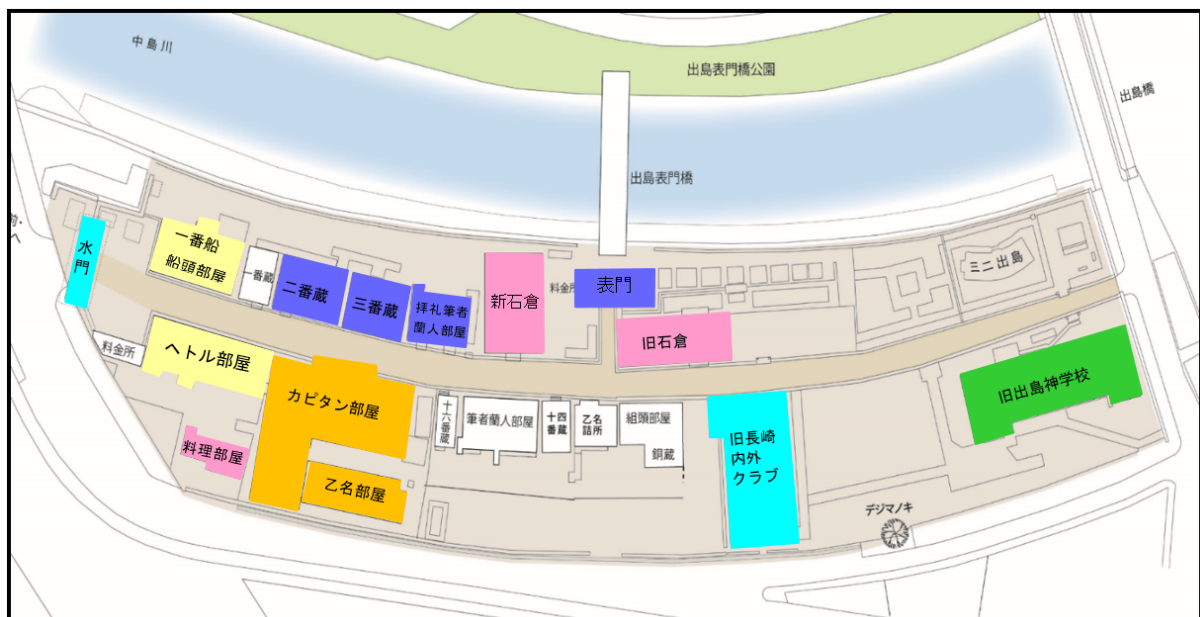
既存復元建造物改修工事設計業務委託 6,000 千円

既存建物改修工事 90,100 千円

- ・カピタン部屋(外部塗装、屋根漆喰補修、壁漆喰補修、唐紙補修等)
- ・乙名部屋(建具改修、雨戸やり替え)

## ウ 今後の改修計画の予定

年度	建物名
令和元年度	ヘトル部屋、カピタン部屋
令和2年度	一番船船頭部屋、一番蔵、拝礼筆者蘭人部屋
令和3年度	料理部屋、新石倉、旧石倉
令和4年度	カピタン部屋、乙名部屋
令和5年度	旧長崎内外クラブ、水門、乙名部屋
令和6年度	二番蔵、三番蔵、拝礼筆者蘭人部屋、表門
令和7年度	旧出島神学校
令和8年度	一番船船頭部屋、ヘトル部屋、北側漆喰練堀



## (3) 旗竿の再現

### ア 概要

出島に設置されていたオランダ国旗を掲揚するための旗竿は、当時の出島を象徴する構造物であり、出島復元整備事業では旗竿の復元を計画しているが、遺構が検出されず、復元ができない。また、往時の旗竿は、大型構造物であったことから、設置にあたっては、遺跡へ影響を及ぼさない工法の検討が困難な状況にある。

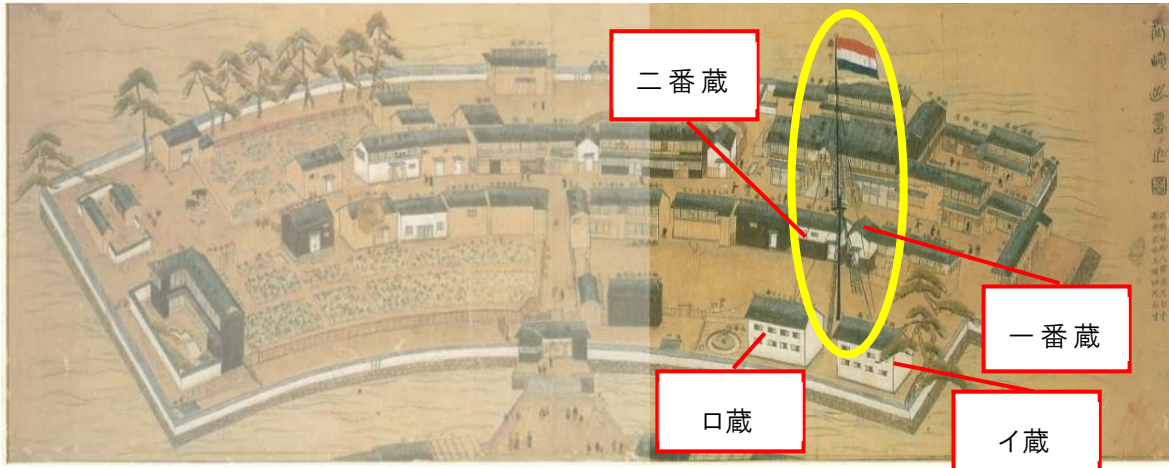
このような状況の中、出島においてオランダ国旗が翻っていた様子を再現し、和蘭商館として担った国際的な位置付けを顕在化することを目的として、往時の旗竿より簡易な構造物を、旗竿が設置されていたと推定される位置に設置する。

## イ 事業費

令和4年度 実施設計業務委託 2,700 千円  
令和5年度 設置工事

## ウ 設置場所とイメージ

一番蔵、二番蔵や絵図面から推定される位置に設置する。



伝川原慶賀筆 長崎出島之図(19世紀初頭)【長崎大学経済学部附属図書館】



- ・江戸時代のような大型構造物(帆船のマスト状)ではなく、一本の棒状の簡易な旗竿で、高さは、復元建物の屋根より上部に旗が位置するように(約 12~15m。本来の高さの半分程度)設置する。
- ・簡易な構造物とすることにより、大型の基礎を必要としない工法とし、遺跡への影響に配慮する。
- ・周囲の復元建物や河川への倒壊の恐れがないように安全面への配慮を行う。
- ・基礎の埋め方、見え方を検討し、修景に配慮する。掲示物などもあわせて検討する。

## 6 主な新型コロナウイルス感染症対策

内容	備考
入退場口での検温等実施	入退場口において検温(非接触型)と手指消毒を実施。また、入場者の連絡先を確認。(連絡先記入票)
アルコール消毒液の設置	入場口ほか場内各所に消毒液を設置。
掲示及び椅子の間引きによるソーシャルディスタンスの確保	休憩スペースの椅子やベンチに掲示物を掲示。
飛沫防止パーテーションの設置	料金所、総合案内所、売店レジ等に設置。また、レストランのテーブルにも設置。
パンフレットの手渡し中止	パンフレットは各自トレイから取っていただく。
場内アナウンスによるコロナ対策の実施呼びかけ	2時間に一度、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い実施を呼びかけ。
不特定多数が触れる箇所の清掃強化	タッチペン、手すり等。
換気のためのドア開放	建物内の換気のために、自動ドアを開放。
体調が悪い者が休む部屋を確保	旧出島神学校1階の一室。
スタッフの健康管理強化	出勤時の検温、マスク着用。
長崎セーフティの認証	別紙「観光施設ガイドライン」参照。

## 7 利用者数の推移

(単位:人)

年度	利用者数	対前年度比(%)	感染症の影響※(%)
H28年度	416,999	93.5	—
H29年度	520,701	124.9	—
H30年度	532,013	102.2	—
R1年度	459,147	86.3	93.7
R2年度	165,191	36.0	33.7
R3年度	196,984	119.2	40.2

※新型コロナウイルス感染症の影響がなかった年度(H28～H30)の平均利用者数【489,900人】に対する各年度利用者数の比率。

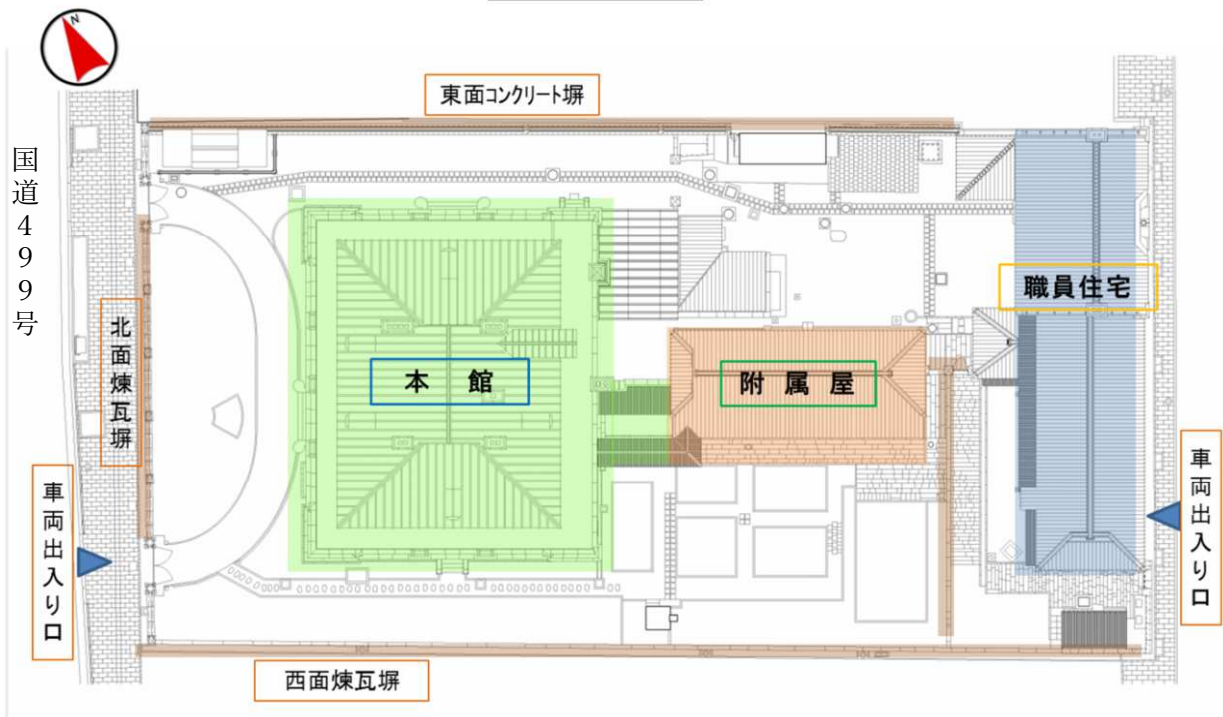
### 【参考:新型コロナウイルス感染症感染拡大による施設の供用停止】

年度	期間	日数
R2	令和2年4月10日～5月31日	52日
	令和2年12月28日～令和3年3月7日【時短営業】	70日
R3	令和3年4月28日～6月7日	41日
	令和3年8月8日～8月9日【時短営業】	2日
	令和3年8月10日～9月12日	34日
	令和4年1月21日～2月20日	31日

# 重要文化財 旧長崎英国領事館

## 1 施設の概要

### (1)案内図・配置図



(2) 平面図



(3)所在地 長崎市大浦町1番37号

(4)事業期間 平成27年度～令和7年度

(5)事業概要

明治41年の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行している旧長崎英国領事館について、全体にわたる本格的な保存修理及び耐震補強工事を実施するとともに、公開活用に必要な防災施設等を整備する。

(6)建物概要

本館 煉瓦造2階建 棧瓦一部銅板葺 建築面積 465.2 m<sup>2</sup>

附属屋 煉瓦造平屋建 棧瓦一部鉄板葺 建築面積 111.1 m<sup>2</sup>

職員住宅 煉瓦造・木造2階建 棧瓦一部鉄板葺 建築面積 218.8 m<sup>2</sup>

その他：旧門番所、職員住宅便所、煉瓦塀、石塀ほか

(7)文化財概要

建設年月日 明治41(1908)年

指定年月日 平成2年3月19日

英国技師ウィリアム・コーワンの設計に基づき、大浦町の後藤亀太郎が施工し、明治41年に竣工した。本館・附属屋・職員住宅をはじめ、敷地全体にわたって往時の姿を保っている。明治後半期の洋風建築として、造形・意匠の面からも、歴史的並びに景観上貴重で、近代日本外交史の一端を示す資料としても価値が高い。

## 2. 事業内容

### (1)保存修理、耐震補強工事

事業期間 平成27年度～令和7年度

予算総額：3,911,000 千円(継続費)

令和4年度予算：300,000 千円

本館：半解体修理(構造補強含む)

附属屋：半解体修理(構造補強含む)

職員住宅(木造部分)：解体修理(構造補強含む)

(煉瓦造部分)：半解体修理(構造補強含む)

### (2)防災施設整備(各種センサー、屋外・屋内消火設備、防火水槽など)

事業期間：令和3年度～令和7年度(令和3年度設計完了)

予算総額：未定(令和6年度から工事実施予定)

令和4年度予算：0 千円



(3)活用施設整備(エレベーター、通路屋根、屋外便所、キュービクル、空調設備ほか)

事業期間:令和3年度～令和7年度(令和3年度設計完了)

予算総額:未定(令和6年度に予算措置予定)

令和4年度予算:1,500千円(エレベータ基礎設置)

(4)展示整備(本館1・2階展示、サイン工事等)

事業期間:令和5年度～令和7年度

予算総額:未定(令和5年度に予算措置予定)

### 3. 活用の検討

旧長崎英国領事館修理委員会(長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置する小委員会)の意見を踏まえ、令和元年度から令和2年度にかけて保存活用計画を策定した。

<旧長崎英国領事館活用の基本方針>

- ・重要文化財としての価値や歴史に関する情報を発信
- ・領事の仕事や生活に関する情報を発信
- ・芸術の発信、人々の交流拠点

(1)本館

1階 英国領事館の価値や歴史に関する情報を発信

2階 野口彌太郎に関する展示(絵画、資料、アトリエ展示等)

(2)附属屋及びオープンテラス

英国の雰囲気を感じ、飲食を提供することも可能な交流・憩いの場として活用

(3)職員住宅

ミュージアムショップ、貸室等として多目的に活用

### 4. 長崎居留地歴まちグランドデザイン

長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域の範囲(東山手・南山手区域)において歴史的資源を生かしたまちづくりに官民協同で取り組み、地域の歴史的風致の維持向上を図ることで持続可能な地域を実現するため、将来像とその実現のための基本的な方向性を示すことを目的として計画を策定している。(令和3年11月)

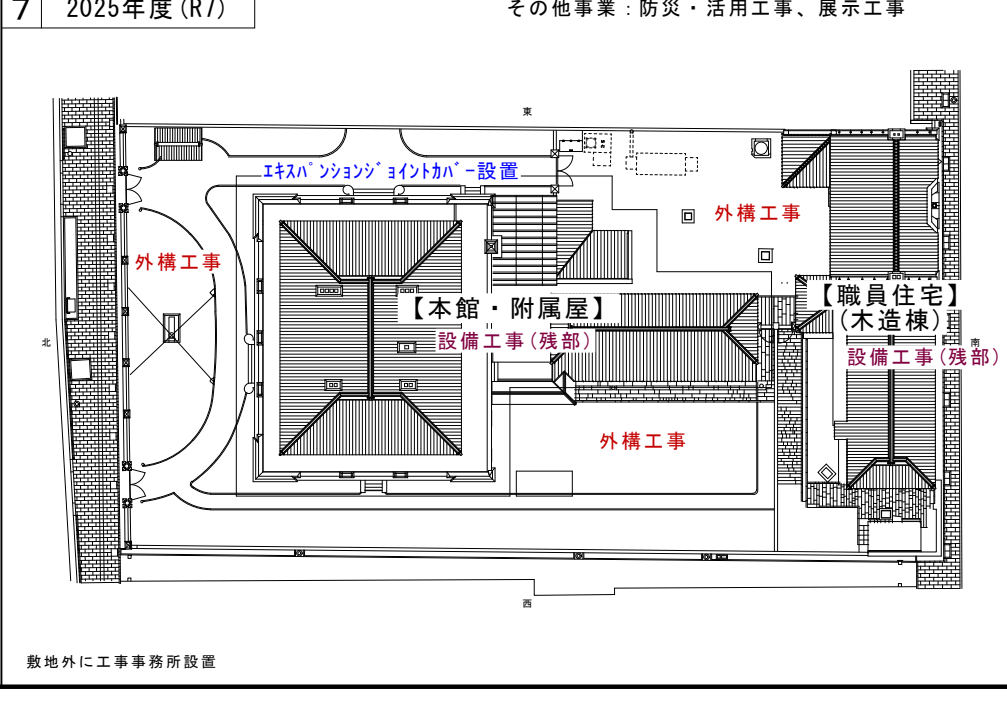
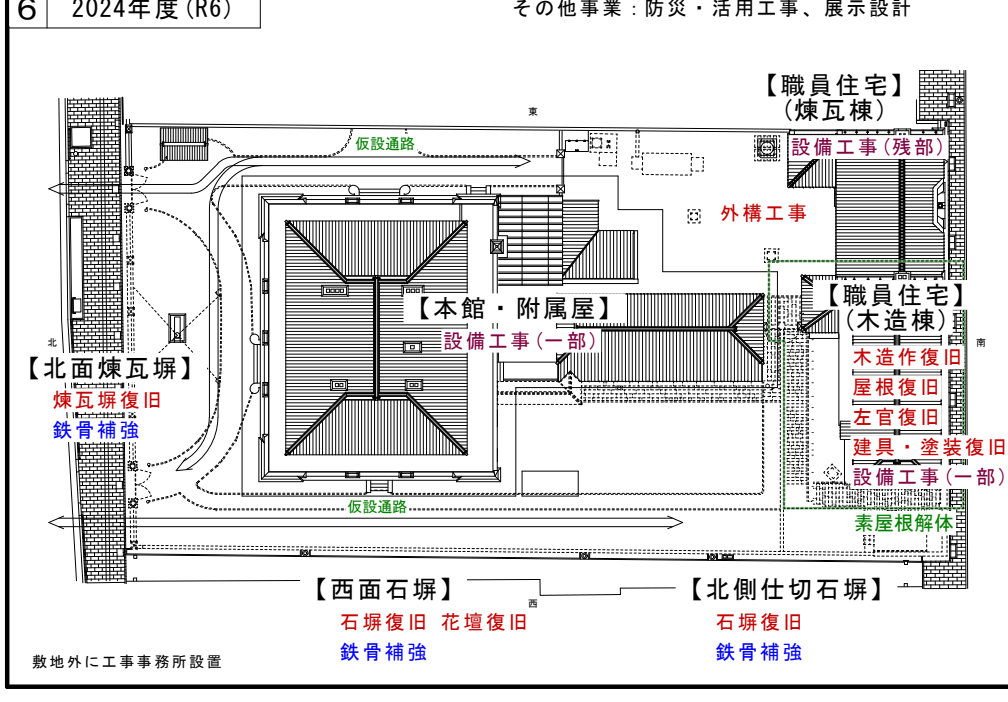
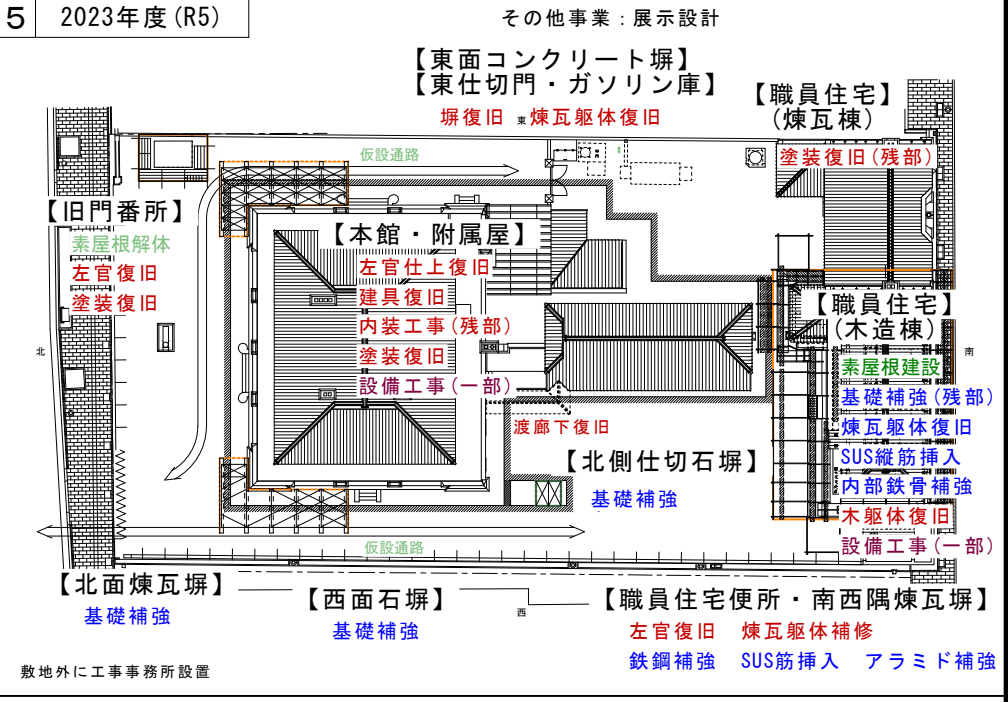
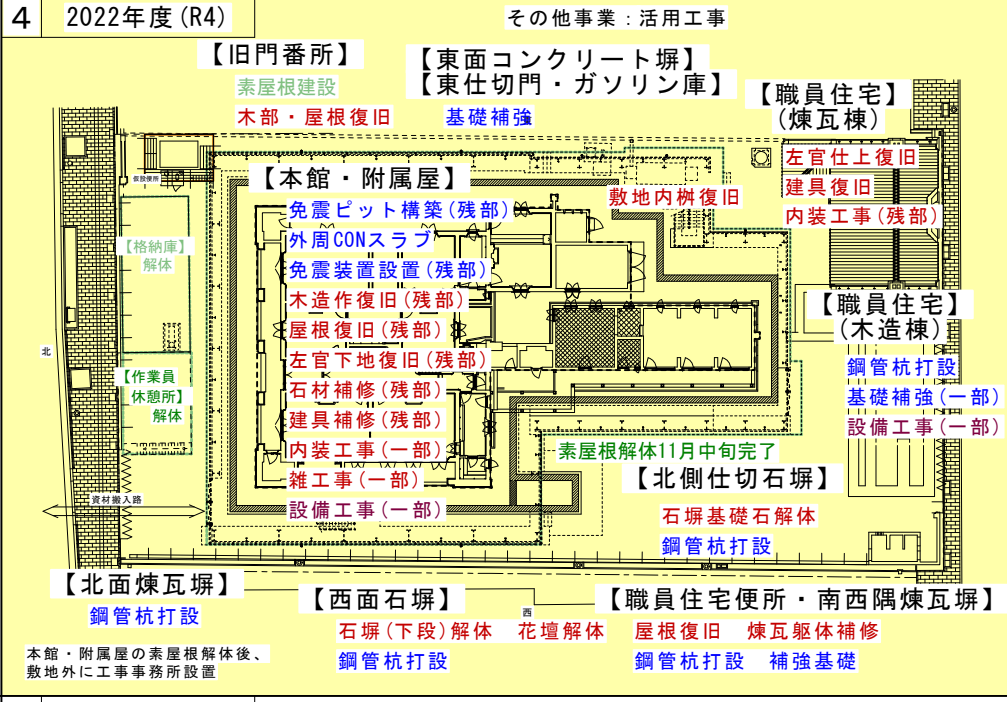
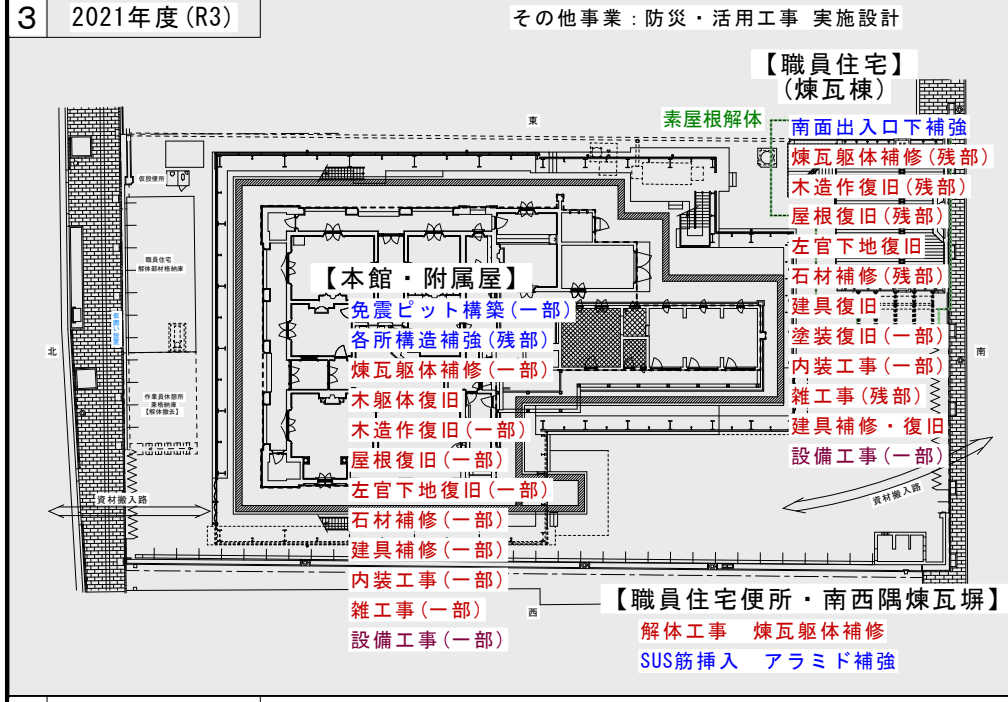
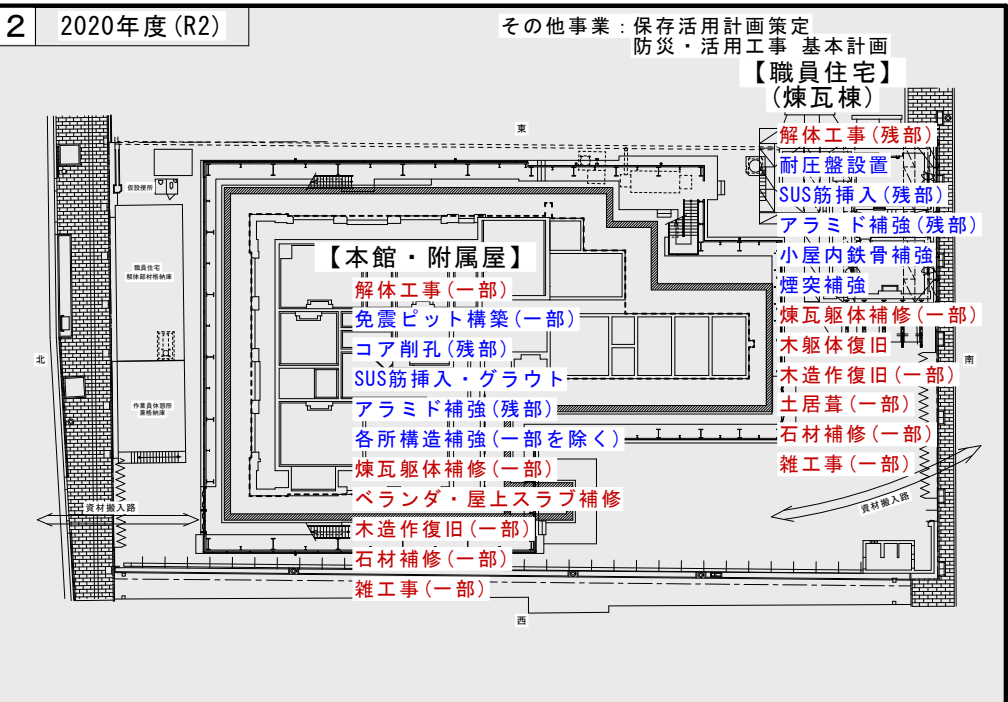
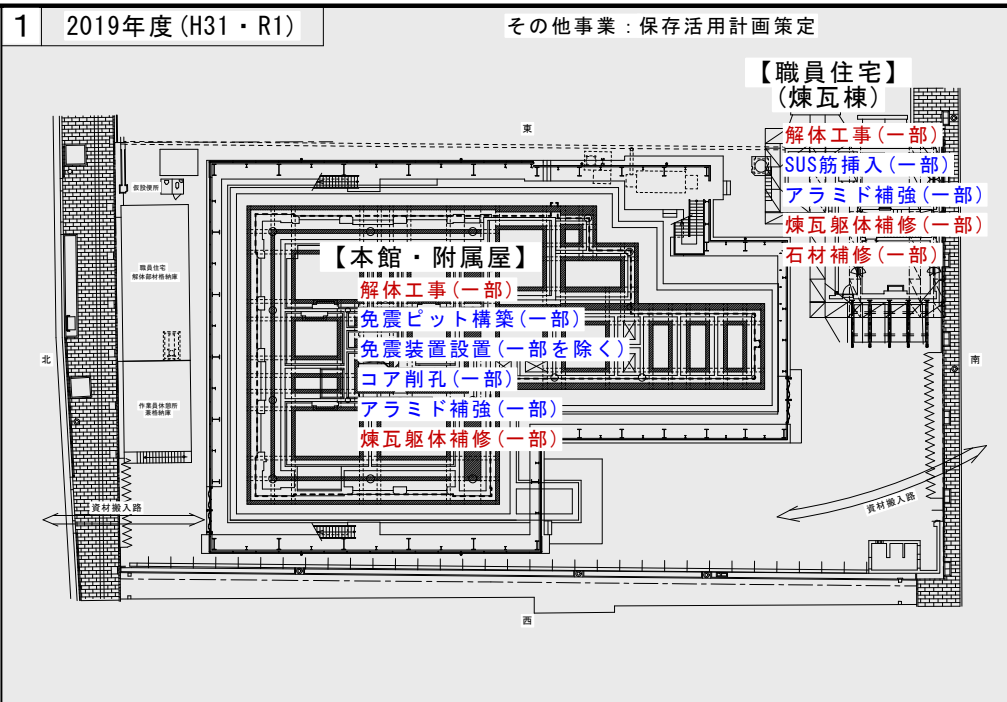
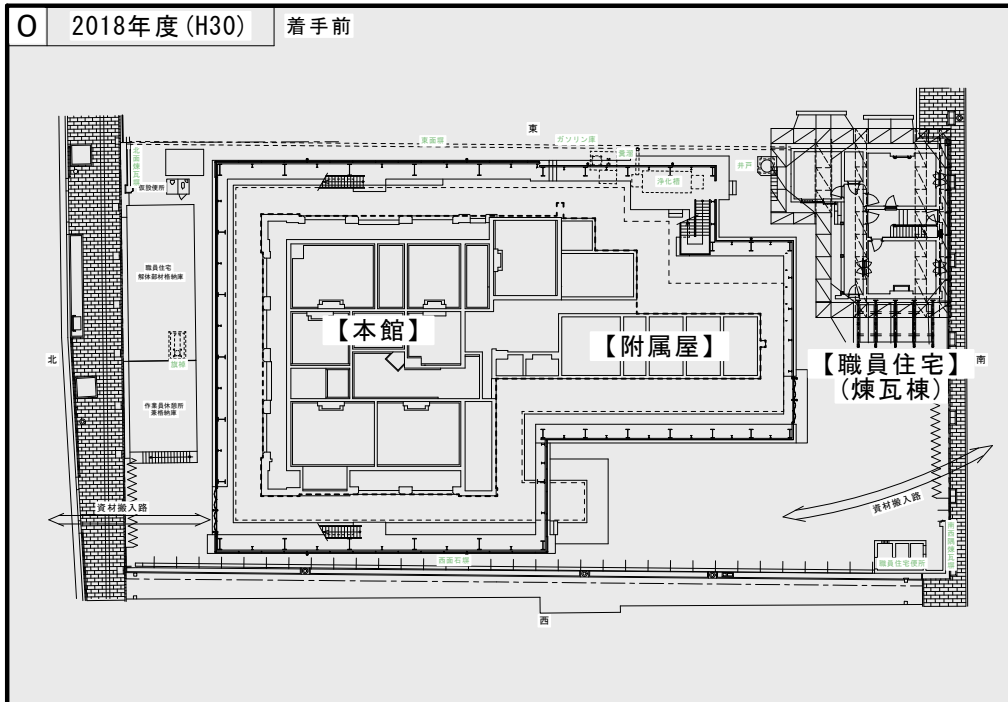
<旧長崎英国領事館の位置付け>

暮らし・賑わいゾーンにおける陸のゲート

- ・観光案内やガイドの拠点などの来訪者のゲートウェイ機能
- ・重要文化財建造物の魅力や歴史を伝える情報発信機能
- ・当時の領事の仕事や生活を追体験できる展示機能
- ・区域全体の歴史文化や芸術等の情報発信機能
- ・魅力的な物販・飲食やワークスペース等の多様な機能が集積した地域活性化・交流拠点機能
- ・英国との国際交流の歴史を生かしたコンテンツの創出

旧長崎英国領事館保存整備事業(スケジュール)

事業年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			計							
	月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		4	7	10	1			
継続費																																									
1 期 工 事																																									
保存 修 理																																									
2 期 工 事																																									
防 災 活 用 展 示																																									

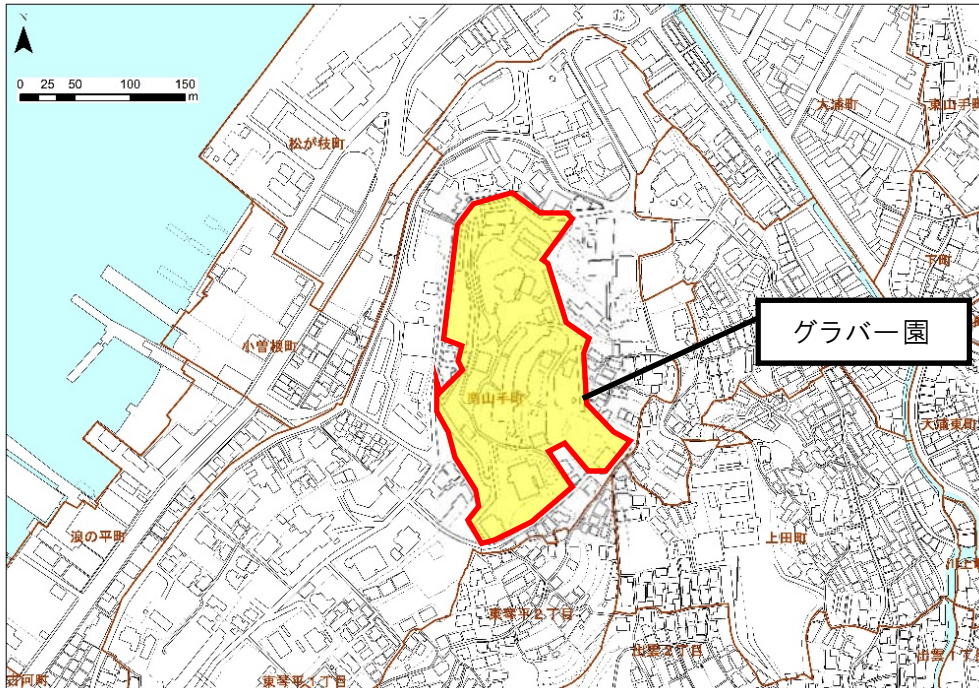


- 【その他事業 実施・予定項目】
- 保存活用計画策定  
令和元年度～令和2年度 実施済
  - 防災・活用工事 実施設計  
令和3年度 実施済
  - 展示設計  
令和5～6年度 予定
  - 防災・活用工事  
令和4年度、令和6～7年度 予定
  - 展示工事  
令和7年度 予定
- 文字色 凡例  
赤：保存修理工事  
青：基礎工事・構造補強工事  
緑：仮設工事  
茶：設備工事
- 重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事 基本工程図

# グラバー園

## 1 施設の概要

### (1)位置図



### (2)平面図



(3)所在地 長崎市南山手町8番1号

(4)施設の規模 敷地面積 33,891.11 m<sup>2</sup>

(5)設置年月日 昭和33年(「グラバー園」としては昭和49年9月4日から)

(6)設置目的

グラバー園は、居留地時代から現存する洋館で国指定重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核として、その他市内各地から移築・復元した洋館などが集まっており、市民及び観光客の方々に当時の歴史を肌で感じていただける長崎市を代表する観光の拠点施設と位置づけられている。

長崎市では、本施設を観光の振興、地域の活性化及び市民の福祉の増進を図る場として積極的に活用することを基本的な運営方針としている。

(7)施設内容

建物名称	主な用途	構造	建築/復元年	建築面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )
旧グラバー住宅	展示施設	木造	1863年 (文久3年)	689.26	689.26
旧リンガー住宅	展示施設	木造	1868年～69年 (明治2～3年)	399.00	399.00
旧オルト住宅	展示施設	木造	1865年 (慶応元年)	633.36	633.36
旧三菱第2ドックハウス	展示施設	木造	1896年 (明治29年)	200.50	401.00
旧スタイル記念学校	展示施設	木造	1887年 (明治20年)	267.00	553.40
旧自由亭	喫茶店	木造	1878年 (明治11年)	100.32	167.91
旧ウォーカー住宅	展示施設	木造	1890年代 (明治中期)	112.25	112.25
旧長崎高商表門衛所	ガイド詰所	木造	1905年 (明治38年)	9.99	9.99
旧長崎地方裁判所長官舎	レトロ記念館	木造	1883年 (明治16年)	88.76	155.84
展望台	左記のとおり	鉄筋コンクリート造	1961年 (昭和36年)	228.82	228.82
レストハウス	便所	鉄筋コンクリート造	1968年 (昭和43年)	160.06	160.06
管理事務所及び第一料金所	左記のとおり	木造	1973年 (昭和48年)	168.15	168.15
出口管理塔	左記のとおり	軽量鉄骨造	1973年 (昭和48年)	6.25	6.25

建物名称	主な用途	構造	建築/復元年	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
伝統芸能館	展示施設・売店	鉄筋コンクリート造	1981年 (昭和56年)	1,164.77	2,319.74
第一壁泉前便所	左記のとおり	鉄筋コンクリート造	2002年 (平成14年)	86.50	86.50
第二料金所	左記のとおり	木造	2003年 (平成15年)	9.90	9.90
計				4,324.89	6,101.43

#### (8)開場時間

1月1日から7月19日まで及び10月10日から12月31日までは午前8時から午後6時までの時間帯以上の時間。

7月20日から10月9日までは午前8時から午後9時30分までの時間帯以上の時間。  
(グラバー園条例施行規則第4条第1号)

#### (9)休場日

施設の保守点検その他やむを得ない理由があると認めるときに限り設ける。(グラバー園条例施行規則第4条第2号)

## 2 指定管理者の概要

(1)名称 長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体

(2)所在地 長崎市稲佐町2番2号

(3)代表者 株式会社メモリード 代表取締役 吉田 昌敬

(4)構成 以下の3者により構成

##### ①代表団体

ア 名称 株式会社メモリード

イ 所在地 長崎市稲佐町2番2号

ウ 代表者 代表取締役 吉田 昌敬

エ 設立年月日 昭和44年7月1日

オ 主な事業 冠婚葬祭に伴う行事の施行並びに斡旋、宿泊・レストラン事業、損害保険代理店業等

##### ②構成団体

ア 名称 株式会社クリーン・マット

イ 所在地 長崎市田中町573番地3

ウ 代表者 代表取締役 田中 信之

エ 設立年月日 昭和54年8月1日

オ 主な事業 ダストコントロールマット・モップ及び環境美化商品(空気清浄器・浄水器・芳香剤等)のレンタル業等

③構成団体

ア 名 称 株式会社水樹  
 イ 所 在 地 長崎市船石町 1184  
 ウ 代 表 者 代表取締役 赤瀬 直樹  
 エ 設立年月日 昭和 63 年 10 月4日  
 オ 主 な 事 業 造園工事業、土木・建築・とび、土工・石・鋼構造物・ほ装・しゅんせつ、水道施設・解体工事業等

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月 31 日まで(5年間)

4 長崎市への納付金

(1)固定納付金〔公募時の指定管理者からの提案額〕

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	合計
固定納付金	128,200	202,200	224,000	232,200	237,600	1,024,200
変動納付金	—	—	—	—	—	—
計	128,200	202,200	224,000	232,200	237,600	1,024,200

(2)変動納付金

各年度の利用料金収入が提案額(指定管理者が公募時に提案した利用料金収入)を超えた場合、その超えた金額について、提案額の 10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの 50%を、毎会計年度終了後、長崎市の指定する期日までに長崎市に納付。

【参考：指定管理委託料等について】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による施設の利用者数の減少に伴い、グラバ一園の運営経費に及ぼす影響額について、指定管理者へ運営経費負担金として支払った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数、利用料金収入の減少見込に鑑み、指定管理業務の対価として、指定管理者へ指定管理委託料を支払っている。各年度の指定管理委託料等の金額は次のとおり。

(単位：千円)

	運営経費負担金	指定管理委託料
令和2年度	86,916	—
令和3年度	—	108,831

※金額には、修繕に係る金額(22,000 千円)も含まれる。

## 5 保存修理(耐震補強)工事の状況

建物名称	施工年度	摘要
旧三菱第2ドックハウス	H26～H28	完了
旧スチール記念学校	H28～H29	完了
旧ウォーカー住宅	H30	完了
旧グラバー住宅(国指定重文)	H30～R3	完了
旧長崎地方裁判所長官舎	R3～R4	予定
旧自由亭	R5	予定
旧オルト住宅(国指定重文)	R4～R7	予定
旧リンガー住宅(国指定重文)	R8～R11	予定

## 6 主な新型コロナウイルス感染症対策

内容	備考
手指の消毒	第1ゲート、第2ゲートほか、各建物の入口に消毒液を設置。
各所の消毒	受付や各建物の出入口等、人の出入りが激しい箇所のごまめな消毒を実施。なお、消毒を実施するスタッフは使い捨て手袋を着用。
入園時の検温	受付の複数箇所に非接触の検温器を設置。
二酸化炭素濃度の測定	事務所、受付等に計測器を設置し、人口密度を常時測定のうえ、一定の数値を越えた場合、人をばらけさせる等の対応を実施。
マスク着用の徹底	スタッフ、入園者のマスク着用を徹底。
連絡先記入票の記入・保管	陽性者が出た場合等の迅速な連絡・情報共有を行うため、代表者が記入。
長崎セーフティの認証	別紙「観光施設ガイドライン」参照

## 7 利用者数の推移

(単位:人)

年度	利用者数(人)	対前年度比(%)	感染症の影響※(%)
H28年度	987,822	80.9	
H29年度	996,075	100.8	
H30年度	944,780	94.9	
R1年度	769,218	81.4	78.8
R2年度	239,380	31.1	24.5
R3年度	282,747	118.1	29.0

※新型コロナウイルス感染症の影響がなかった年度(H28～H30)の平均利用者数(976,225人/年)に対する各年度利用者数の比率。



【参考：新型コロナウイルス感染症感染拡大による施設の供用停止】

期間	日数
令和2年4月10日～5月31日	52
令和3年4月28日～6月7日	41
令和3年8月10日～9月12日	34
令和4年1月21日～2月20日	31

[令和4年5月13日 現在]



## team NAGASAKI SAFETY 認証施設

### 観光施設〔市有観光施設〕

指定管理施設	グラバー園、長崎ロープウェイ、稲佐山スロープカー、恐竜博物館、軍艦島資料館、長崎ペンギン水族館、長崎市科学館、出島和蘭商館跡
直営施設	亀山社中記念館、東山手十二番館、べっ甲工芸館、古写真資料館・埋蔵資料館、旧香港上海銀行長崎支店記念館、牧島ペーロン体験施設、中の茶屋(清水崑展示館)、深堀貝塚遺跡資料館、小島養生所跡資料館、高島石炭資料館、伊王島灯台記念館、南山手レストハウス、南山手地区町並み保存センター、東山手地区町並み保存センター、東山手地球館、須加五々道美術館、東山手甲十三番館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、シーボルト記念館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館、野口彌太郎記念美術館、長崎原爆資料館、永井隆記念館

「観光施設ガイドライン・ロープウェイガイドライン」による

### 端島見学施設〔航路事業者〕

取得済み	やまさ海運株式会社 軍艦島コンシェルジュ(株式会社ユニバーサルワーカーズ) 有限会社高島海上交通 株式会社シーマン商会
取得検討	馬場広徳(アイランド号)

「遊覧船ガイドライン」による



## team NAGASAKI SAFETY とは

チームナガサキセーフティは長崎大学の協力のもと、長崎県が官民一体のチームで取り組む安心・安全のための認証制度です。認証された施設では、長崎大学監修のガイドラインに則り、新型コロナウイルス予防対策に取り組んでいます。

認証に当たっては、審査員が実地審査を行い、「泊まる」「食べる」「遊ぶ」を心から楽しんでいただけるよう、認証後も定期的な審査で、安心・安全に取り組めます。

新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会設定

新型コロナウイルス予防対策の為に「観光施設ガイドライン 兼 チェックリスト」

本ガイドラインは長崎大学に監修を依頼し設定をしたオリジナルの「ガイドライン」となります。ガイドラインの内容については新型コロナウイルス含む社会情勢の変化をみながら、長崎大学からアドバイスをいただき随時変更していく場合もございます。事業者の皆様におかれましては、該当する項番並びに項目をご確認のうえ、ご対応・チェックをお願い致します。

項番【1】 □ お客様出入口に関して

※お客様が出入りされる出入口、玄関、エントランス、扉等がある場合

- ①お客様用の入口及び施設内の複数人が触れる可能性のある場所に、手指の消毒設備の設置を行う
- ②入場・入店の際は、マスクの着用をお願いし、施設の構造等、やむを得ない場合を除いては、原則体温チェックを行う（体温 37.5℃以上あった場合は、入場・入店を控えていただく）。なお、その際はセルフチェックも可とする
- ③人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
（例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用）
- ④人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
（共用部分例：出入口の扉/出入口周辺の手すり/ドアノブ 等）
- ⑤感染症予防の方法を記したポスターなどを掲示し、対策を励行する  
（例：せきエチケット/マスク着用/三密を避ける/手洗うがい/手指消毒/新型コロナウイルス接触確認アプリ等）

項番【2】 □ レジ・案内窓口周辺に関して

※金銭やクレジットカードの受け渡しをする場所がある場合

- ①レジ等の人と人が対面する場所ではアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する等、飛沫感染防止策を講ずる
- ②支払い時の感染対策として、キャッシュレス決済の導入または金銭等の受け渡しをキャッシュトレーを通じて行う
- ③レジ周辺で使用する備品については利用ごとに消毒を行う  
（例：クレジットカード読み取り機/キャッシュトレー/レジ台/ペン類/タッチパネル等）

- ④グループ間距離を確保(ディスタンス)する  
(例：列に並ぶお客様の数を制限する/グループ間は離して座らせる等)
- ⑤パンフレット等の受け渡しは原則回避し、希望者はご自身でお取りいただく環境整備を行う

**項番【3】**  **自動販売機・券売機**

**※自動販売機や券売機等がある場合**

- ①人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、自動販売機や券売機のボタンやつり銭レバー、各種カバー等、人の触れるところを定期的に消毒している

**項番【4】**  **土産物店での対応**

**※土産物の販売を行っている場合**

- ①人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
(例：商品陳列棚/買い物かご/カート/冷蔵庫取手/宅配受付周辺備品/ペン等)
- ②人の入れ替わりが多い時間帯を中心に定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③商品（土産物や農産物等）にはむやみに触れないよう、お客様へ掲示などで注意喚起を行う

**項番【5】**  **トイレに関して**

- ①トイレ設備は正常に機能している
- ②固形せっけんではなく液体せっけんやアルコール消毒等を設置している
- ③トイレは清掃と消毒を1日に最低3回以上実施している  
便器については次亜塩素酸ナトリウムもしくは界面活性剤を用いた清掃を行う
- ④トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ⑤ハンドドライヤーの使用を中止し、共通のタオルの利用は禁止する
- ⑥常時換気をオンにしておくなど換気に留意する

**項番【6】**  **事務室に関して**

**※事務室等、事務作業を行うスペースがある場合**

- ①事務所出入口に手指の消毒設備の設置を行う
- ②2方向の窓を全開にする等、換気強化を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う。  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う（紙面での掲示等）

**項番【7】 □ 従業員、スタッフに関して**

- ①衛生管理の責任者を設けている(指示系統の確認)
- ②従業員に対して、体調が悪いと感じた場合は、まずは、休むということを徹底する(環境を整える)
- ③従業員に対しての検温、体調不良者の確認を行い、長崎県が推奨する「N-CHAT(健康管理アプリ)」等を用いて従業員の健康を管理している
- ④従業員に感染症の濃厚接触者が出た場合の2週間の健康観察期間を設けている  
※独自の規定がある場合はこの限りではありませんが、確認をさせていただきます
- ⑤ユニフォームや衣類は衛生面に注意し、毎日洗濯する。毎日洗濯できないユニフォームやスーツについては、消毒用アルコールの噴霧(約20センチの距離からまんべんなく3回スプレー)で除菌する
- ⑥手洗いや手指消毒、マスク着用の徹底を図る
- ⑦従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う(紙面での掲示等)
- ⑧休憩室では、従業員間の三密を避ける。食事を一緒に取る際は、大声での会話及び飲食時(マスク未着用時)の会話は控える
- ⑨厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリの案内をしている
- ⑩保健所が行う疫学調査の結果、従業員の感染が判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力を行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる

**項番【8】 □ 清掃・消毒に関して**

**※清掃作業を行う場所やスペースがある場合**

- ①共用部分のゴミは定期的に回収している
- ②ゴミを処理時、及び清掃時にはマスクと手袋を着用し、袋に密閉してから捨てている
- ③ゴミを処理した後は手洗い、消毒を行っている
- ④使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行う。清掃に用いるタオルの使いまわしは避ける。
- ⑤使い捨てマスクは燃えるゴミへ捨てる

**項番【9】 □ 新型コロナウイルス疑い例(※)のお客様が発生した場合の対応に関して**

※体調不良/新型コロナウイルス疑い例

体温が37.5度以上/息苦しさや強いだるさ/高齢者や基礎疾患のある人で発熱や咳など軽い風邪症状がある/軽い風邪症状が続く/味覚障害/嗅覚障害 等

- ①疑い例のお客様が来館した際には、ご入場(来館)を控えていただくように案内を行う(書面の掲示等でも可)
- ②疑い例のお客様が触った恐れがある個所や滞在した可能性のあるエリアはアルコール消毒を行う
- ③保健所が行う疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力を行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対

策を講じる

**項番【10】**  取引先に関して

- ①入館時（納品時）に必ずアルコール消毒を行う
- ②入館時（納品時）に体温チェックを求める（体温が37.5度以上あった場合、入館を禁じる）
- ③対面における不要不急な営業活動は極力断る（電話・メールによるやり取りを推奨する）

**項番【11】**  情報発信に関して

- ①セーフティーポスター/ステッカーを施設内の見えやすい場所に掲示する  
もしくはチラシサイズで準備をし、掲示もしくは配布できるようにする
- ②感染予防対策への取り組みを施設公式HPへ記載する（公式HPがない場合は問題なし）

新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会設定

新型コロナウイルス予防対策の為の「遊覧船ガイドライン 兼 チェックリスト」

本ガイドラインは長崎大学に監修を依頼し設定をしたオリジナルの「ガイドライン」となります。

ガイドラインの内容については新型コロナウイルス含む社会情勢の変化をみながら、長崎大学からアドバイスをいただき随時変更していく場合もございます。

事業者の皆様におかれましては、該当する項番並びに項目をご確認のうえ、ご対応・チェックをお願い致します。

項番【1】 □ 旅客ターミナルに関して

※お客様が待機される待合室等がある場合

- ①お客様用の入口及び施設内の複数人が触れる可能性のある場所に、手指の消毒設備の設置を行う
- ②乗船手続きの際は、マスクの着用をお願いし、原則体温チェックを行う（体温37.5℃以上あった場合は、乗船を控えていただく）。なお、その際はセルフチェックも可とする
- ③人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
（例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用）
- ④人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
（共用部分例：出入口の扉/出入口周辺の手すり/テーブル/ドアノブ 等）
- ⑤感染症予防の方法を記したポスターなどを掲示し、対策を励行する  
（例：せきエチケット/マスク着用/三密を避ける/手洗うがい/手指消毒/大声での会話を避ける/  
新型コロナウイルス接触確認アプリ等）

項番【2】 □ レジ・案内窓口周辺に関して

※金銭やクレジットカードの受け渡しをする場所がある場合

- ①レジ等の人と人が対面する場所ではアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する等、飛沫感染防止策を講ずる
- ②支払い時の感染対策として、キャッシュレス決済の導入または金銭等の受け渡しをキャッシュトレーを通じて行う
- ③レジ周辺で使用する備品については利用ごとに消毒を行う  
（例：クレジットカード読み取り機/キャッシュトレー/レジ台/ペン類/タッチパネル等）
- ④グループ間距離を確保(ディスタンス)する

(例：列に並ぶお客様の数を制限する/グループ間は離して座らせる等)

- ⑤パンフレット等の受け渡しは原則回避し、希望者はご自身でお取りいただく環境整備を行う

### 項番【3】 船内での対応

- ①船内における複数人が触れる可能性のある場所に、手指の消毒設備の設置を行う
- ②船内の定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う
- ③定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う。(但し、天候等により実施が困難な場合を除く)  
(例：オープンデッキドア、客室ドアの定期的な開放/常時換気扇使用)
- ④グループ間距離を確保(ディスタンス)する  
(例：グループ間は離して座らせる等)
- ⑤船内においては、マスク着用を必ず依頼し、大声での会話を控えて頂くようお客様に依頼する
- ⑥操舵室とお客様滞在スペースの間に仕切りを設置する

### 項番【4】 船外での対応

#### ※船外にて散策等のツアーやプランがある場合

- ①グループ間距離を確保(ディスタンス)する  
(例：グループ間は離して座らせる等)
- ②複数人が触れる設備や物品がある場合は、手指消毒を行えるよう整備する
- ③ガイドによるアナウンスは、マスクを着用し、大声でのアナウンスを避ける工夫に取り組んでいる  
(例：・イヤホンマイクを参加者に着用頂き、イヤホン越しにガイドを行う  
・お客様の参加人数制限を実施し、ガイド1名あたりの担当人数を減らす 等)

### 項番【5】 土産物店での対応

#### ※土産物の販売を行っている場合

- ①人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
(例：商品陳列棚/買い物かご/カート/冷蔵庫取手/宅配受付周辺備品/ペン等)
- ②人の入れ替わりが多い時間帯を中心に定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③商品(土産物や農産物等)にはむやみに触れないよう、お客様へ掲示などで注意喚起を行う



**項番【6】 □ トイレに関して**

- ①トイレ設備は正常に機能している
- ②固形せっけんではなく液体せっけんやアルコール消毒等を設置している
- ③トイレは清掃と消毒を1日に最低3回以上実施している  
便器については次亜塩素酸ナトリウムもしくは界面活性剤を用いた清掃を行う
- ④トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ⑤ハンドドライヤーの使用を中止し、共通のタオルの利用は禁止する
- ⑥常時換気をオンにしておくなど換気に留意する

**項番【7】 □ 事務室に関して**

**※事務室等、事務作業を行うスペースがある場合**

- ①事務所出入口に手指の消毒設備の設置を行う
- ②2方向の窓を全開にする等、換気強化を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う。  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う（紙面での掲示等）

**項番【8】 □ 従業員、スタッフに関して**

- ①衛生管理の責任者を設けている(指示系統の確認)
- ②従業員に対して、体調が悪いと感じた場合は、まずは、休むということを徹底する(環境を整える)
- ③従業員に対しての検温、体調不良者の確認を行い、長崎県が推奨する「N-CHAT（健康管理アプリ）」等を用いて従業員の健康を管理している
- ④従業員に感染症の濃厚接触者が出た場合の2週間の健康観察期間を設けている  
※独自の規定がある場合はこの限りではありませんが、確認をさせていただきます
- ⑤ユニフォームや衣類は衛生面に注意し、毎日洗濯する。毎日洗濯できないユニフォームやスーツについては、消毒用アルコールの噴霧（約20センチの距離からまんべんなく3回スプレー）で除菌する
- ⑥手洗いや手指消毒、マスク着用の徹底を図る
- ⑦従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う(紙面での掲示等)
- ⑧休憩室では、従業員間の三密を避ける。食事を一緒に取る際は、大声での会話及び飲食時（マスク未着用時）の会話は控える
- ⑨厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリの案内をしている
- ⑩保健所が行う疫学調査の結果、従業員の感染が判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力を行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる

**項番【9】**  **清掃・消毒に関して**

**※清掃作業を行う場所やスペースがある場合**

- ①共用部分のゴミは定期的に回収している
- ②ゴミを処理時、及び清掃時にはマスクと手袋を着用し、袋に密閉してから捨ている
- ③ゴミを処理した後は手洗い、消毒を行っている
- ④使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行う。清掃に用いるタオルの使いまわしは避ける。
- ⑤使い捨てマスクは燃えるゴミへ捨てる

**項番【10】**  **新型コロナウイルス疑い例（※）のお客様が発生した場合の対応に関して**

**※体調不良/新型コロナウイルス疑い例**

体温が 37.5 度以上/息苦しさや強いだるさ/高齢者や基礎疾患のある人で発熱や咳など軽い風邪症状がある/軽い風邪症状が続く/味覚障害/嗅覚障害 等

- ①疑い例のお客様が来館した際には、ご入場(来館)を控えていただくように案内を行う（書面の掲示等でも可）
- ②疑い例のお客様が触った恐れがある個所や滞在した可能性のあるエリアはアルコール消毒を行う
- ③保健所が行う疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力をを行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる

**項番【11】**  **取引先に関して**

- ①乗船時（打合せ前）に必ずアルコール消毒を行う
- ②乗船時（打合せ前）に体温チェックを求める（体温が 37.5 度以上あった場合、入館を禁じる）
- ③対面における不要不急な営業活動は極力断る（電話・メールによるやり取りを推奨する）

**項番【12】**  **情報発信に関して**

- ①セーフティーポスター/ステッカーを施設内の見えやすい場所に掲示する  
もしくはチラシサイズで準備をし、掲示もしくは配布できるようにする
- ②感染予防対策への取り組みを施設公式 HP へ記載する(公式 HP がない場合は問題なし)

# 市有観光施設における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン〔第9版〕

令和3年4月26日  
長崎市文化観光部

## 【基本的な考え方】

本ガイドラインは国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえ、市有観光施設の供用再開に向けて、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

したがって、感染症防止対策を実施するにあたっては、施設の様態や規模など特性を踏まえた対応を行うことが重要であり、施設によっては、本ガイドラインにない対応が必要となる場合も想定されます。

また、施設の様態によっては、直ちに対応・導入することが難しい事項が含まれていることから、必ずしも全ての対策を講じることを施設の供用に際しての必須条件とはしませんが、本ガイドラインが、利用者や施設職員のみならず、「市民の安全」を確保することを目的としていることを十分踏まえ、適正に対応していただきますようお願いいたします。

## 1 施設のカテゴリー

施設の様態や規模などの特性を踏まえ、市有観光施設を以下のカテゴリーに分類します。

カテゴリー	摘要	施設名称(例)
A 〔高リスク〕	屋内施設であり、かつ、十分な換気ができないなど、いわゆる「三つの密」になりやすい施設	出島(二番蔵、考古館)
B 〔中リスク〕	屋内施設で十分な換気が可能であるが、比較的滞在時間が長い施設等	長崎ロープウェイ、旧香港上海銀行長崎支店記念館、しまの宿五平太
C 〔低リスク〕	屋外施設や屋内施設であっても十分な換気が可能な施設	グラバー園、池島炭鉱体験施設、端島見学施設、総合観光案内所、亀山社中記念館、べっ甲工芸館、東山手十二番館、出島(二番蔵、考古館を除く)など

本ガイドラインは、市有観光施設の供用再開に向けて、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものであることから、上記「カテゴリーC」を直接の対象としております。

他施設については、以下、基本となる感染症予防対策を実施したうえで、より感染予防効果を高める取り組みを行う必要があります。

## 2 施設管理者が行う具体的な対策

### (1) 従事する職員に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください
- ・施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・出勤前に自宅等での検温を実施し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。加えて、発熱の他に、次の症状に該当する場合も自宅待機としてください。  
⇒ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐
- ・職員はマスクを着用したうえで、利用者から物品や金品を受領する場合には、触れる箇所を最小限とする工夫(トレーの使用や手袋の着用など)を行うとともに、こまめな手洗いや、手指の消毒を行ってください。
- ⇒ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

### (2) 利用者に関する感染防止策

- ・利用者に対し、以下の依頼を行ってください。  
⇒ マスクの着用(マスクを持参していない場合には、咳エチケットの遵守)  
⇒ こまめな手洗い、手指の消毒の徹底  
⇒ 社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保
- ※ 上記防止策は搬入業者にも徹底していただくとともに、不要な接触を減らす取り組み(TV会議の活用など)も行ってください。
- ・入場者全員に検温を行ってください。なお、検温の結果、体温が 37.5 度以上の方は入場させないでください(受付・検温設備がある施設のみ)。
- ・入場の際、入場者名簿に氏名、住所(市区町村名のみ)、連絡先、人数を記入させてください。なお、団体(複数名)で入場する場合は、代表者のみで結構です。
- ・パンフレットやチラシ、アンケート等は、ラック等を使用し、手渡しを避けてください。
- ・入場口やチケット売り場など、利用者の密集が予想される場所については、分散を依頼するとともに、必要に応じ、入場の制限等を行ってください。
- ・感染が疑われる利用者が発生した場合は、以下の対応を行ってください。  
⇒ 他の利用者や職員と接触しない場所への隔離

- ⇒対応するスタッフの安全確保(マスクや手袋の着用の徹底)
- ⇒医療機関や保健所、施設設置者(長崎市担当部局)への連絡

### (3)環境管理に関する感染防止策

- ・施設(建物内)の扉・窓を解放し、換気を徹底してください。なお、十分な換気が得られない場合は、空調機器を稼働(外気導入運転を含)させるなど、室内空気の残留を避けてください。
- ・入場口等にアルコール消毒薬等を設置し、手指の消毒を徹底してください。なお、手洗いの励行も含め、注意喚起のためのポスターの掲出なども併せて行ってください
- ・利用者の密集が予想される場所については、「足形マーク」を貼付するなど、視覚的にもわかりやすい指示を行い、利用者間の距離を最低 1m(可能であれば 2m)離すようにしてください。
- ・チケットのもぎり、物販等を行う場合、アクリル板や透明ビニルカーテンを設置し、利用者との間を遮蔽するようにしてください。なお、物販に際しては、多くの方が触れるようなサンプル品や見本品は極力設置しないでください。
- ・飲食を提供する場合は、対面とまらない環境を作るとともに、テーブルや椅子の間隔を離すなど、密集状態にならない工夫を行ってください。
- ・館内放送等を活用し、利用者への注意喚起(マスクの着用、三密の回避、手指の消毒等)を一定時間ごとに行ってください。

### (4)清掃、衛生管理に関する感染防止策

- ・清掃、衛生管理に従事させる職員には、マスクと手袋の着用を徹底し、作業後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒を徹底してください。
- ・多くの利用者が手を触れる箇所(テーブル、椅子、ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタン、蛇口、手すり、タブレット機器等)は丁寧にアルコール消毒を行ってください。
- ・ゴミの回収はこまめに行ってください。また、ゴミ袋は必ず密閉してください。
- ・トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、アルコール消毒以外に以下の対策を行ってください。
  - ⇒トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
  - ⇒ハンドドライヤーはウイルスの拡散につながるため、使用を中止してください。

(5) イベント等開催の判断基準

安全に開催するため、イベントの類型に応じた収容率および人数上限により、適切な感染防止対策を実施したうえでイベントを開催する。

・収容率および人数上限(収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする)

収容率	<p>① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 【例】クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、飲食を伴う発声がないもの(映画鑑賞会等) 【収容率】収容定員の100%以内</p> <p>② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント 【例】ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、ショー、飲食を伴うもの 等 【収容率】参加者が自由に移動できる場合 50% 参加者の位置が固定される場合 50%超(※) (※)グループ(5名以内)又は個人毎で1席空けるため50%を超える場合がある</p>
人数上限	<p>① 収容人数 10,000 人超の場合 : 【人数上限】収容人数の50%</p> <p>② 収容人数 10,000 人以下の場合 : 【人数上限】5,000 人</p>
収容定員が設定されていない場合	<p>① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント : 人と人とが接触しない程度の間隔が取れる人数</p> <p>② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント : 十分な人と人との間隔(1m)を確保できる人数</p>

・適切な感染防止対策の実施

ア 消毒及び換気の徹底

イ マスク着用の徹底、検温の実施(全員着用とし、持参していない場合は主催者側で配布)

ウ 参加者の把握(連絡先の把握及び接触確認アプリの促進)

エ 大声の抑止(個別に注意できるよう人員を配置)

オ 入退場時の制限や誘導及び休憩時の密集の回避

カ 客席との十分な距離の確保

キ イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起)

ク 飲食の制限(飲食用のエリア以外での飲食の禁止)

※イベント中発声がない、飲食時以外マスク着用、十分な換気の要件を満たす場合にはイベントエリアでの飲食可能。

ケ 演者の行動管理(有症状の演者の出演等は控える、演者と観客の接触防止)

コ ガイドライン遵守の旨の公表(ガイドラインに従った取組みを行う旨、イベントホームページやチラシなどに公表)

(6) 長崎県新型コロナウイルス感染段階ステージに応じた各施設の対応

・長崎県新型コロナウイルス感染段階ステージの移行に応じて、各施設で実施または検討すべき対応については、「市有観光施設新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン 別表1及び別表2」に

記載していますので、遵守してください。

### (7)周知・広報

・WEBやSNSを活用し、事前に利用者に対し以下の周知を行ってください。

⇒検温の実施(体温が 37.5 度以上ある方は入場をお断りします)

⇒マスクの着用(マスクを持参していない場合には、咳エチケットの遵守)

⇒こまめな手洗い、手指の消毒の徹底

⇒社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保

・以下の場合には来場しないよう要請・周知してください。

⇒発熱や体調不良がみとめられる方

⇒過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国への渡航歴がある方

### 3 関係機関連絡先

名 称	住 所	連絡先
長崎市保健所	長崎市桜町 2-22	TEL:095-801-1712
長崎大学医学部附属病院 〔感染症指定医療機関〕	長崎市坂本 1 丁目 7-1	TEL:095-819-7215
長崎市文化観光部観光政策課	長崎市桜町 4-1	TEL:095-829-1152 FAX:095-829-1232

市有観光施設新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

国や県が示すガイドラインや指針、措置等を遵守した上で市有観光施設がとるべき対応について下記表のとおりとする。

ただし、長崎市を含む地域に対し、まん延防止等重点措置の適用、緊急事態宣言及び非常事態宣言が発令された場合は、感染段階のレベルによらず、施設の供用停止について検討を行う。

別表1\_R.1.18更新

施設名	長崎県新型コロナウイルス感染段階ステージに応じた対応							
	県感染段階	旧基準	ステージ1〔基本的感染予防の徹底〕	ステージ2〔注意報〕	ステージ3〔警戒警報〕	ステージ4〔特別警戒警報〕	ステージ5〔緊急事態宣言〕	
	県感染段階	新基準	レベル0	レベル1	レベル2-I	レベル2-II	レベル3	
全観光施設共通 方針			◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底	◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底	◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底	◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底  【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>離島の3施設について、供用を停止</b>  【入場制限の実施】 ・ <b>各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。</b> ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。 ※各施設の入場者の上限については、別表2に記載。	◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底  【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>全ての施設において、供用停止を検討</b> ※ <b>離島3施設以外</b>  【入場制限の実施】 ・各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。 ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。 ※各施設の入場者の上限については、別表2に記載。	◎基礎的感染予防の徹底 ・「市有観光施設における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の遵守の徹底  【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>全ての施設の供用を停止</b> 【 <b>供用停止</b> 】
<p>入場者が入場時に「ワクチン接種証明」または、「PCR検査による陰性証明」を提出した場合の対応については、国や県の動向を注視し、引き続き検討を行う。</p> <p>感染症拡大の状況によってはステージ判断を前倒しした対応も検討する。（営業時間の短縮・施設の供用停止など）</p>								
グラバー園、端島見学施設 軍艦島資料館、亀山社中記念館、東山手十二番館、 ベッ甲工芸館、古写真・埋蔵資料館、歴史民俗資料館、 外海歴史民俗資料館、サント・ドミンゴ教会跡資料館 中の茶屋（清水巖展示館）、伊王島灯台記念館、 ド・ロ神父記念館、シーボルト記念館、 野口彌太郎記念美術館、須加五々道美術館、心田庵、 長崎（小島）養生所跡資料館、 東山手地区町並み保存センター、 南山手地区町並み保存センター、 南山手レストハウス、東山手甲十三番館、 深堀貝塚遺跡資料館、出島（二番蔵、考古館を除く）						【入場制限の実施】 ・ <b>各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。</b> ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。 ※各施設の入場者の上限については、別表2に記載。	【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>施設の供用停止を検討する</b>	【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>施設の供用を停止する。</b> 【 <b>供用停止</b> 】
↓個別対応検討が必要な施設	旧基準	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5		
カテゴリー 施設名	新基準	レベル0	レベル1	レベル2-I	レベル2-II	レベル3	レベル4	
A	出島（二番蔵、考古館）	・「二番蔵」及び「考古館」は、空調機器を稼働する。 ・展示室の入口等に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。	・「二番蔵」及び「考古館」は、空調機器を稼働する。 ・展示室の入口等に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。	・「二番蔵」及び「考古館」は、空調機器を稼働する。 ・展示室の入口等に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。	・「二番蔵」及び「考古館」は、空調機器を稼働する。 ・展示室の入口等に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。	・「二番蔵」及び「考古館」は、空調機器を稼働する。 ・1度の運行における乗客数については <b>最大15名程度を</b> めどとして運行を行う。【収容率50%以下】  【入場制限の実施】 ・ <b>各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。</b> ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。	【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>施設の供用停止の検討を行う。</b>	・ <b>施設の供用を停止する。</b> 【 <b>供用停止</b> 】
	長崎ローブウェイ		・換気窓を頻繁に開閉することにより、搬器の換気を徹底する。	・換気窓を頻繁に開閉することにより、搬器の換気を徹底する。 ・1度の運行における乗客数については <b>最大15名程度を</b> めどとして運行を行う。【収容率50%以下】	・換気窓を頻繁に開閉することにより、搬器の換気を徹底する。 ・1度の運行における乗客数については <b>最大15名程度を</b> めどとして運行を行う。【収容率50%以下】	【入場制限の実施】 ・ <b>各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。</b> ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。	【供用停止の実施及び検討】 ・ <b>施設の供用停止の検討を行う。</b>	・ <b>施設の供用を停止する。</b> 【 <b>供用停止</b> 】
B	旧香港上海銀行長崎支店記念館	・多目的ホールの利用は、30人以内とする。 ・多目的ホール利用者同士の間隔は1m以上空ける。 ・演者と客席の空間は、2m以上設ける。	・多目的ホールを利用しての催し物の開催を停止する。 ※但し、映画鑑賞会等、「発声を伴わないもの」については、窓を開放する等の十分な換気を実施した上で開催可能とする。	・多目的ホールを利用しての催し物の開催を停止する。 ※但し、映画鑑賞会等、「発声を伴わないもの」については、窓を開放する等の十分な換気を実施した上で開催可能とする。	・多目的ホールを利用しての催し物の開催を停止する。 ※但し、映画鑑賞会等、「発声を伴わないもの」については、窓を開放する等の十分な換気を実施した上で開催可能とする。	【入場制限の実施】 ・ <b>各施設で一度に入場できる人数の制限を実施する。</b> ・入場制限を超える来場者があった場合は、入口で密にならないよう各施設で対応を行う。		
	しまの宿五平太	・使用済アメニティの廃棄、消毒を徹底する。 ・1テーブルでの食事は最大4名までとする。席の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるほか、向かい合わせでの着席を避ける。	・使用済アメニティの廃棄、消毒を徹底する。 ・1テーブルでの食事は最大4名までとする。席の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるほか、向かい合わせでの着席を避ける。	・使用済アメニティの廃棄、消毒を徹底する。 ・1テーブルでの食事は最大4名までとする。席の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるほか、向かい合わせでの着席を避ける。	・使用済アメニティの廃棄、消毒を徹底する。 ・1テーブルでの食事は最大4名までとする。席の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるほか、向かい合わせでの着席を避ける。			
C	池島炭鉱体験施設			・1度の炭鉱案内における人数を以下のとおり制限する。 【坑内体験のみ】15名 【坑外誘導オプション付】13名 ・トロッコの3人席の乗客数を2名以内に制限する。	・施設の供用を停止する。【 <b>供用停止</b> 】 ※ <b>離島施設</b>			
	高島石炭資料館							



## 各施設での入場制限

各施設において一度に入場できる利用者数は以下のとおりとする。これを超える場合は、入口付近で密にならないよう対策を行った上で、入場制限を行う。

施設名	最大利用者数（人）	備考
グラバー園	730	主要9邸×70%÷3
長崎ロープウェイ	15	搬器収容人数の上限を15名とする
旧香港上海銀行長崎支店記念館	90	1フロアあたり30人×3階
軍艦島資料館	25	展示室：75.66㎡
亀山社中記念館	20	
東山手十二番館	60	
べっ甲工芸館	50	
古写真・埋蔵資料館	80	
出島	1,400	建物延床面積×70%÷3
歴史民俗資料館	448	
外海歴史民俗資料館	256	
サント・ドミンゴ教会跡資料館	161	
中の茶屋（清水崑展示館）	59	
伊王島灯台記念館	42	
ド・ロ神父記念館	42	
シーボルト記念館	201	
野口彌太郎記念美術館	116	
須加五々道美術館	48	
心田庵	14	
長崎（小島）養生所跡資料館	95	
東山手地区町並み保存センター	50	
南山手地区町並み保存センター	79	
南山手レストハウス	60	
東山手甲十三番館	101	
深堀貝塚遺跡資料館	39	

※最大利用者数 = (建物延床面積 - (管理諸室 + 展示スペース)) ÷ 3㎡ にて算定。

※管理諸室 + 展示スペースが不明の場合は 建物延床面積 × 70% ÷ 3㎡ にて算定。